

第 7 次茨城県行財政改革大綱

「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」を実現する行財政システムの構築

～行政の質をより一層高める改革の推進～

平成 2 9 年 3 月

茨城県

第7次茨城県行財政改革大綱の策定にあたって

本県においては、平成7年以降、6次にわたり行財政改革大綱を策定し、組織機構の簡素化や事務の効率化などにより職員数を大幅に削減し、全国でもトップクラスのスリムな体制を構築するとともに、事務事業の徹底した見直しや県出資法人の統廃合など様々な改革に取り組み財政状況を示す指標も改善傾向にあります。

しかしながら、社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化への対応などにより財政状況は今後も厳しい状況が続くことが見込まれるとともに、グローバル化の進展や大規模・多様化する災害、急激な人口減少と超高齢化の進行など新たな課題に適切に対応していくことが求められております。

こうした状況の中、県総合計画「いばらき未来共創プラン」が目指す「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」を実現していくためには、行政の質をより一層高める改革を推進し、効果的・効率的な行財政システムを構築していくことが不可欠であります。

このため、今般、県議会並びに茨城県行財政改革推進懇談会、さらには県民の皆様幅広いご意見等を踏まえ、平成29年度から平成33年度までを推進期間とする「第7次茨城県行財政改革大綱」を策定いたしました。

本大綱では、「時代の変化に対応する県庁への進化」を改革項目のトップに据え、自ら考え行動する職員の育成や組織力の強化に取り組むとともに、多様な主体との連携による行政運営を進め、持続可能で健全な財政構造の確立を図っていくこととしております。

今後とも、行財政改革に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年3月

茨城県知事 橋本 昌

目次

第1章 これまでの取組の成果とさらなる改革の必要性

1	これまでの取組の成果	1
2	さらなる改革の必要性	
(1)	複雑化・多様化する行政課題への対応	3
(2)	厳しい状況が続く財政事情への対応	5

第2章 改革の基本方向

1	基本理念	7
2	改革の視点と4つの改革項目	7
3	改革の全体像	8
4	推進期間	9
5	推進体制	9
6	進捗管理	9

第3章 改革の具体的内容

改革項目Ⅰ 時代の変化に対応する県庁への進化

1	時代の変化に対応できる人材の育成	
(1)	自ら考え行動する人材の育成	10
	①目指すべき職員像の明確化 ②優秀で多様な人材の確保 ③能力や適性を活かす人事配置等	
	④国際化等の時代の変化に積極的かつ的確に対応できる人材の育成	
	⑤管理職のマネジメント能力の強化	
(2)	働き方改革の推進	14
	①ICTの活用等による多様で柔軟な働き方の推進 ②ワーク・ライフ・バランスの推進	
	③活気ある職場づくり ④メンタルヘルス対策の強化	
(3)	女性職員の活躍推進	16
	①採用・登用の拡大 ②働きやすい職場環境づくり	
2	時代の変化に対応できる組織力の強化	
(1)	社会情勢の変化に対応した組織体制の見直し	18
	①適正な定員管理 ②行政課題に柔軟かつ的確に対応する体制の整備	
	③簡素で効率的な体制の整備・運営	
(2)	重要な課題に注力するための事務事業の見直し	21
	①事務事業の見直し ②業務プロセスの再構築(BPR), ムダ排除 ③政策評価の充実	
(3)	透明性の向上, チェック体制の強化	24
	①情報公開の推進 ②透明性の向上, チェック体制の強化推進 ③適正な公金取扱いの徹底	
(4)	県民サービスの向上	26
	①県民本位の質の高いサービスの提供 ②県民に分かりやすく戦略的な情報発信	
	③ICTの活用による県民の利便性の向上	

改革項目Ⅱ 市町村や民間等と連携した行政運営

1	市町村との連携・協力の推進	29
	①市町村との連携・協力体制の充実 ②市町村への権限移譲の推進 ③市町村への関与の見直し	
2	国や他都道府県との連携の推進	31
	①国への提案の強化 ②地方分権の推進 ③他都道府県等との連携の強化	
3	企業・大学等との連携・協働の推進	32
	①企業等との連携・協働の推進 ②民間活力導入（PPP/PFI）の推進 ③規制改革の推進 ④大学との連携・協働の強化	
4	県民・NPO等との連携・協働の推進	34
	①県民の県政への参画促進 ②NPO等との協働の推進	

改革項目Ⅲ 持続可能で健全な財政構造の確立

1	財政健全化目標の設定	36
	①健全化判断比率の改善 ②特例的県債を除く県債残高の縮減 ③プライマリーバランスの黒字維持	
2	歳出改革	
(1)	人件費の適正化	38
	①適正な定員管理 ②職員給与等の適正化・見直し ③退職者数の高止まりに伴う退職手当への対応	
(2)	資金管理の効率化等	40
	①合理的な資金管理，資金運用の効率化・多様化 ②金利負担の軽減，金利変動リスクの回避 ③多様な県債の発行	
(3)	公共投資の重点化・効率化等	41
	①公共投資の重点化・効率化等 ②公共施設等の効率的・計画的な維持管理	
(4)	事務事業の見直し	43
	①事務事業再構築の推進 ②補助金等の見直し	
(5)	公営企業会計・特別会計の見直し	44
	①公営企業会計・特別会計の経営健全化の推進 ②特別会計の見直し ③個別会計の見直し	
3	歳入の確保	46
	①県税収入の増加に向けた税源の涵養 ②県税滞納額の縮減，課税の適正化 ③課税自主権の活用 ④受益者負担の適正化 ⑤広告収入等の確保 ⑥県有財産の有効活用 ⑦税外収入未済額の縮減 ⑧合理的な資金管理，資金運用の効率化・多様化	
4	予算編成・予算執行の見直し	50
	①予算編成における施策の重点化 ②予算執行における節約の奨励 ③財政状況の見える化の推進 ④統一的な基準による地方公会計の導入と活用	
5	地方税財源の確保・充実等に向けた国への提案強化	51

改革項目Ⅳ 出資団体改革・連携の推進

1	出資団体のあり方を見直し	52
2	経営健全化の推進	53
	①経営改革の推進 ②経営責任の明確化 ③情報公開の推進	
3	県関与の見直し	55
	①人的関与の見直し ②財政的関与の見直し	
4	出資団体との連携	56
5	個別法人の推進事項	57

参考資料		59
------	--	----

第1章 これまでの取組の成果とさらなる改革の必要性

1 これまでの取組の成果

本県では、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズなどに対応し、質の高いサービスを最小の経費で提供できる簡素で効率的な行政システムを構築するため、平成7年12月に「茨城県行政改革大綱」を策定して以来、6次にわたる大綱を策定し、全庁一丸となって改革を推進してきたところです。

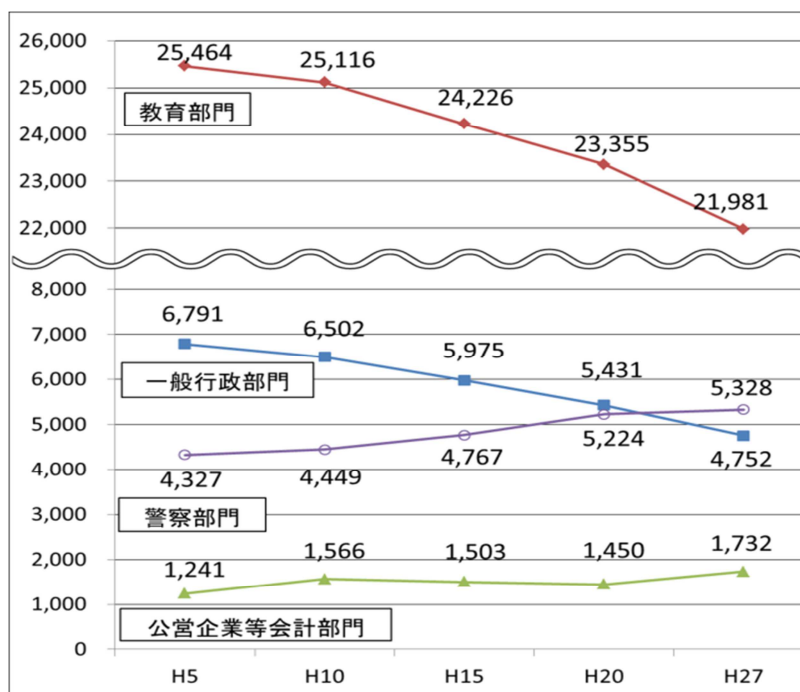
この間、組織機構の簡素化や事務の効率化などにより一般行政部門と教育部門を合わせて約5,500人の職員数を削減し、全国でもトップクラスのスリムな体制を構築するとともに、事務事業の徹底した見直しや県出資団体の統廃合、県税徴収率の向上など、歳入・歳出両面にわたる様々な改革に取り組み、一時期の危機的な財政状況に比べると、財政状況を示す指標は改善の傾向にあります。

さらには、職員の資質向上と意識改革を進めながら、県総合計画に掲げる施策の推進や県民本位のサービスの提供に取り組むなど、質を高める改革も進め、幅広い分野で着実な成果をあげてきました。

■ 主な成果（平成6年度～27年度）

①職員数の減

一般行政部門：▲2,039人（▲30.0%） 教育部門：▲3,483人（▲13.7%）



※ 警察部門のうち、警察官は治安情勢を踏まえ適正に配置（増員）、警察官以外は削減。

②組織のスリム化

本庁の再編・整備：▲1部1局7課 出先機関の見直し：▲53所22支所

③人件費の抑制（給与カット，退職手当等見直し，職員削減）

▲約1,127億円

④事務事業の見直し（一般行政施策の見直し，公共投資の縮減，内部管理経費等の節減等） ▲約 4,074 億円
⑤出資団体の統廃合 ▲25 団体（H8:62 団体→H28:37 団体）
⑥歳入確保（県税収入確保（徴収率 H22:95.0%→H27:97.7% 等），受益者負担適正化，県有未利用地の売却） +約 1,097 億円
⑦職員の意識改革，県民サービス向上 ・ 県民サービス憲章制定（H15） ・ 目標チャレンジ制度（H15～）による職場一体となった取組推進 ・ 職員提案制度（H15～）提案件数の増 ・ 職員アンケート結果の向上 ・ 県民ご意見ボックス評価の向上 等

■ 第 6 次行財政改革大綱に係る取組状況と課題

第 6 次行財政改革大綱（推進期間 H24～28 年度）では，4 つの改革プログラムについて 71 項目の数値目標を設定し，75%の 53 項目が目標を達成する見込みです。

① 県庁改革

主な取組状況	課題
<数値目標> ・ 31 項目中 23 項目達成 <成果> ・ 研修の充実や外部派遣等により，職員提案制度の件数が増加するなど職員の意識改革が進捗。 ・ 県民ご意見ボックスの評価が向上するなど県民サービスが向上。 ・ 週 1 ミーティングの推進等により，コミュニケーションが向上。	・ 職員意識調査において，「職員のチャレンジ精神の向上」や「業務量のアンバランスの解消」に関する結果が改善しておらず，さらなる取組が必要。 ・ 多様な主体との連携・協働について，各担当課がそれぞれ推進していて非効率であるとの意見があり，全庁的に推進する体制が必要。

② 財政構造改革

<数値目標> ・ 33 項目中 26 項目達成 <成果> ・ 財政健全化目標をすべて達成。 ・ 保有土地対策により将来負担額を縮減。 ・ 職員数削減により人件費を抑制。	・ 今後も社会保障関係費等の増加が見込まれるなど厳しい財政状況。 ・ 職員数削減は限界ではないかとの意見があり，定員管理のあり方の検討が必要。 ・ 公共施設の老朽化が進む中，施設の安全性を確保しながら，維持や更新を進めていく必要。
---	---

③ 出資団体改革

<数値目標> ・ 4 項目中 3 項目達成 <成果> ・ 経営健全化や県関与の見直しが進捗。	・ 県議会県出資団体等調査特別委員会で設定された出資団体数の目標が未達成であり，さらなる取組が必要。
---	--

④ 分権改革

<数値目標> ・ 3 項目中 1 項目達成 <成果> ・ 地方分権一括法に基づく独自基準設定等。	・ 地方分権の実現に向けて国への働きかけを強化する必要。 ・ 市町村との連携・協力をより積極的に推進する必要。
---	--

2 さらなる改革の必要性

これまでの取組による成果と課題を踏まえながら、以下のような県政を取り巻く環境に的確に対応していくため、さらなる改革に全庁一丸となって取り組んでいく必要があります。

(1) 複雑化・多様化する行政課題への対応

① 主な社会経済情勢の変化

○ 急激な人口減少と超高齢化の進行

人口減少や超高齢化の進展は、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化など様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、国を挙げて地方創生や一億総活躍社会に向けた取組が進められており、本県においても平成 27 年 10 月に「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「茨城県人口ビジョン」を策定し、急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の進行を可能な限り緩やかなものとしていくとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組んでいくこととしています。

○ 社会経済のグローバル化と交流の拡大

グローバル化が一層加速する中、様々な分野において国際競争が激化しており、社会経済はもとより、日常生活においても大きな影響をもたらしています。

本県においても、成長著しいアジアをはじめとした海外の需要を積極的に取り込んでいくため、陸・海・空の多様な広域交通ネットワークを活かし、県内事業者の海外への販路拡大や海外進出の支援、外国人観光客の誘致などに取り組むとともに、海外人材が活躍しやすい環境づくりを進め、ヒト、モノ、カネ、情報の交流を拡大し、国際競争力の強化を図っていくことが必要です。

○ 大規模自然災害の切迫とインフラの老朽化

高い発生確率が予想される首都直下地震、激甚化する風水害や土砂災害など、大規模自然災害への対応が大きな課題となっています。

また、高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えると見込まれています。

東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとした災害から得られた教訓を活かし、災害時において被害の最小化や迅速な回復を図れるように備えるとともに、インフラの予防的な補修や計画的な更新などを進める必要があります。

○ 東京オリンピック・パラリンピック及び茨城国体の開催

平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック及び平成 31 年の茨城国体という世界的・全国的ビッグイベント開催を、経済面や観光面、地域づくり、「いばらきの魅力」の発信などに最大限に活かしていくことが必要です。

② 県総合計画「いばらき未来共創プラン」の着実な推進

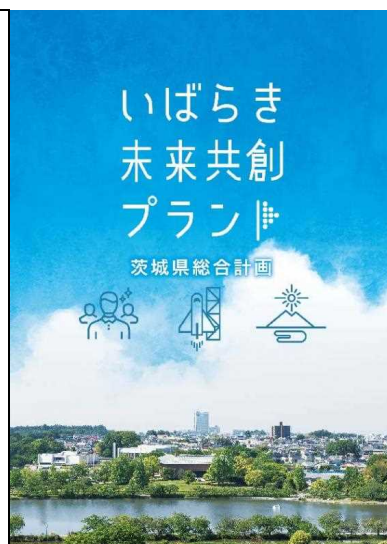
新たな県政運営の基本方針となる県総合計画「いばらき未来共創プラン」(H28.3策定)において、「イノベーション大県いばらき」を目指すこととしています。

○ 基本構想 2050年頃の「いばらきの目指す姿」などを定めています。

<基本理念>

『みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき』
～生活と産業の未来を拓く新たな価値の創造～

- 安全・安心、快適な生活環境のもとで、雇用がしっかりと確保され、誰もが個性や能力を発揮しながら主体的にいきいきと活躍することができる「人が輝く元気で住みよいいばらき」を創造していきます。
 - 県はもとより、県民や市町村、企業、大学・研究機関、NPOなど、みんなが連携・協働し、生活や産業など様々な分野において、社会的意義のある新たな価値を生み出すイノベーションを創出することにより、日本や世界の発展に貢献していきます。
- ※ イノベーション…新しい技術やアイデアで、今までの生活や産業をより良いものに変えること



<計画推進の基本姿勢> 「適切な進行管理と行財政改革の推進」など基本的な姿勢を示しています。

○ 基本計画 基本構想に掲げる「いばらきの目指す姿」を実現するため、今後5年間(H28～32年度)に推進すべき分野別・地域別の取組などを示しています。

<政策展開の基本方向>

<p>1 「人が輝くいばらき」づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生きる力を育む教育の推進 ○地域と世界の未来を拓く人材の育成 ○一人ひとりが尊重され活躍できる社会づくり ○生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興 	<p>2 「活力あるいばらき」づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○科学技術を活かしたイノベーションの推進 ○日本の発展をリードする力強い産業づくり ○農林水産業の成長産業化 ○人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり 	<p>3 「住みよいいばらき」づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化に対応した医療・保健・福祉の充実 ○人にやさしい快適な生活環境づくり ○安全・安心な暮らしの確保 ○人と自然が共生する持続可能な環境づくり
--	---	--

○ 重点プロジェクト 今後5年間に分野横断的に優先して取組むべき12のテーマを設定しました。

1 ストップ少子化・移住促進プロジェクト	2 いきいき健康長寿社会創造プロジェクト	3 未来を拓く子ども・若者育成プロジェクト
4 みんなが活躍できる環境づくりプロジェクト	5 みんなで守る、暮らしの安全・安心プロジェクト	6 次世代に繋ぐ美しく豊かな環境プロジェクト
7 未来を創る産業イノベーション創出プロジェクト	8 攻めのいばらき農業推進プロジェクト	9 世界に開かれたいばらきづくりプロジェクト
10 観光おもてなし日本一プロジェクト	11 魅力あふれる県北地域創造プロジェクト	12 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックゆめ実現プロジェクト

さらなる改革
の必要性

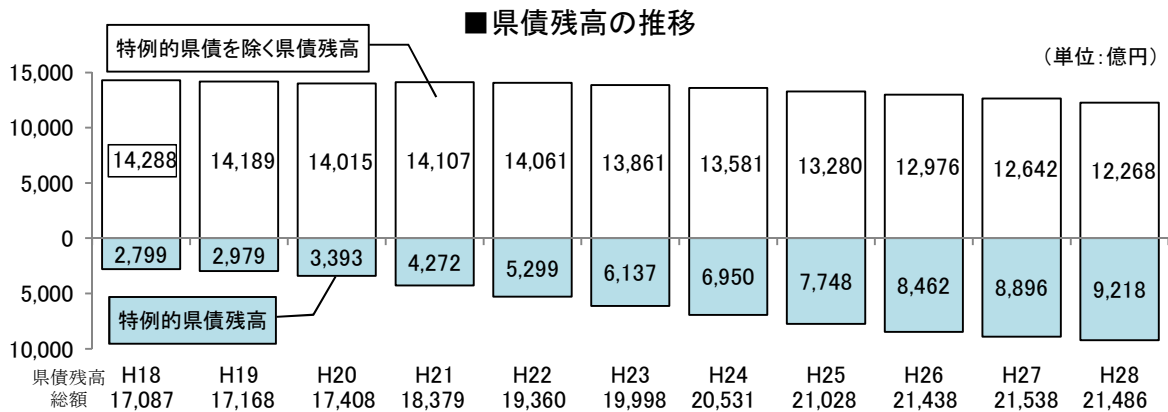
複雑化・多様化する行政課題に積極的かつ的確に対応するため、人材の育成や庁内体制の整備、多様な主体の参画が必要

(2) 厳しい状況が続く財政事情への対応

① 高い水準で推移する県債残高（特例的県債を除く県債残高は減少傾向）

特例的県債を除く県債残高は、平成 18 年度末の 1 兆 4,288 億円をピークに縮減させており、平成 28 年度末の見込みでは 1 兆 2,268 億円と、ピーク時よりも約 2,000 億円減少する見込みです。

一方、県債残高の総額については、平成 28 年度末の見込みで 2 兆 1,486 億円と、平成 28 年度当初予算規模の約 1.9 倍の規模に増加しています。これは、特に平成 21 年度から平成 25 年度までの間、国の地方財政対策による臨時財政対策債（地方交付税の代替財源）の発行が多額で推移してきたことが大きな要因です。



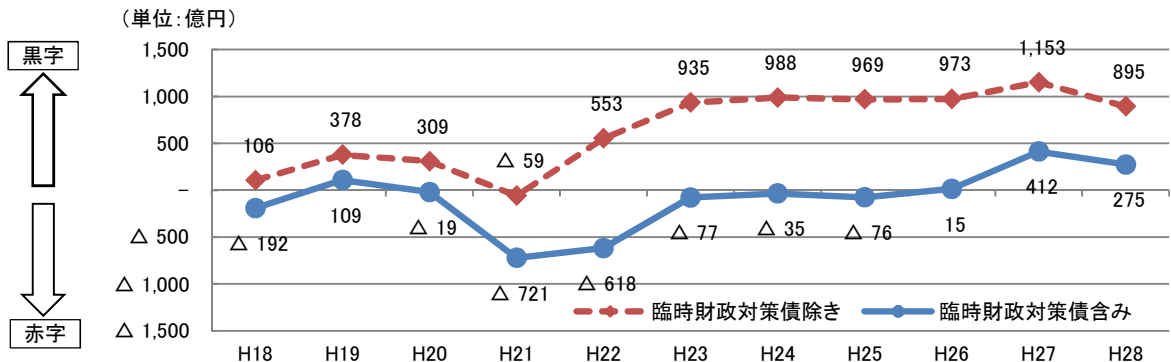
- (注) 1 H27 までは決算額, H28 は当初予算額。
 2 「特例的県債」は、地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債や、減収補填債など。
 3 「特例的県債を除く県債」は、公共投資に充てた県債や、退職手当債、第三セクター等改革推進債など。

② 改善傾向にあるプライマリーバランス

プライマリーバランスは、景気悪化による県税収入の減少と地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の多額の発行により、平成 21 年度に急速に悪化しましたが、その後徐々に改善し、平成 26 年度以降（臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合には、平成 22 年度以降）黒字化しています。

これは、近年税収に一定の回復が見られることや、平成 26 年度以降、国の地方財政対策により、臨時財政対策債の発行が抑制されてきたことなどによるものであるため、今後、経済状況や国の財政状況等が悪化した場合の影響が懸念されるところです。

■ プライマリーバランスの推移



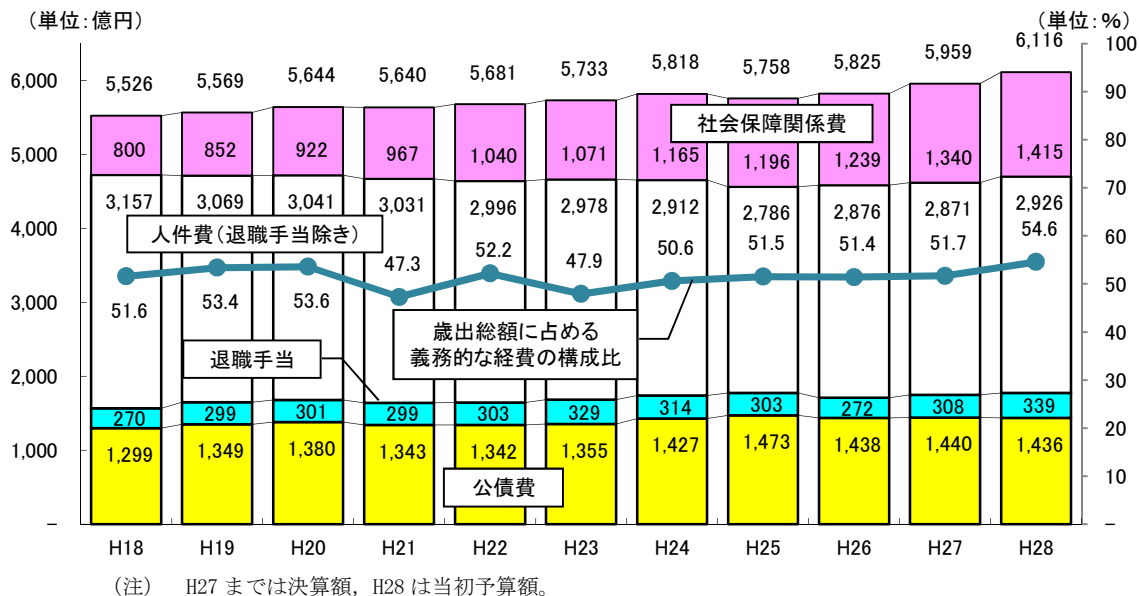
- (注) 1 H27 までは決算額, H28 は当初予算額。
 2 「臨時財政対策債除きプライマリーバランス」は臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合の額。

(参考) プライマリーバランス = { (県債を除いた歳入) - (一般財源基金繰入・繰替運用等の歳入) } - (元利償還金を除いた歳出)

③ 硬直化が進む財政構造

これまでの行財政改革の取組により、退職手当を除く人件費は縮減傾向にありますが、社会保障関係費等の増加により、義務的な経費は増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいます。

■義務的な経費の推移



④ 今後の財政需要への懸念

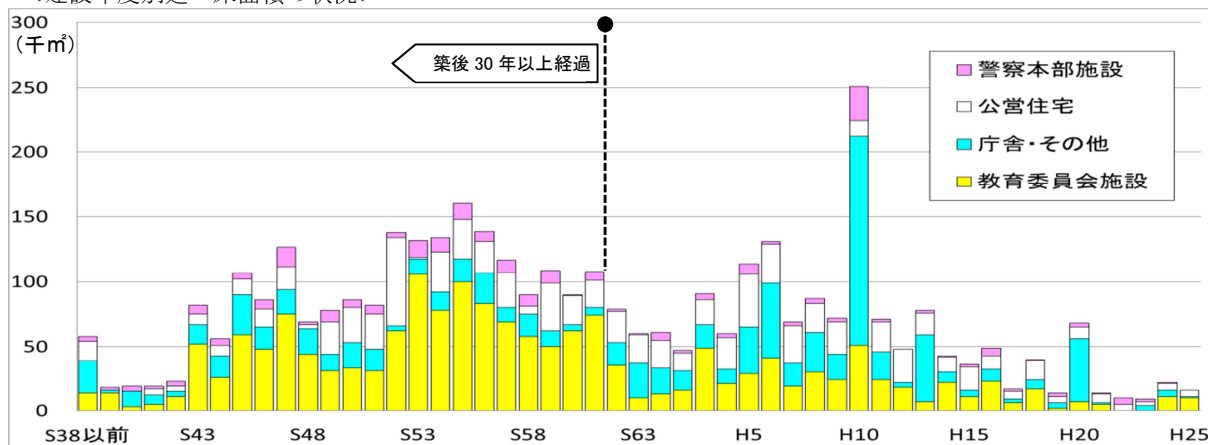
今後の財政需要を見通すと、社会保障関係費の増加に加え、公共施設等の老朽化への対応などにより、厳しい状況が続くことが見込まれます。また、今後の経済状況や国の財政状況等によっては、税収や地方交付税等の一般財源が減少するおそれがあります。

< 社会保障関係費(扶助費及び扶助費に準じる経費)の推移及び見込 > (単位: 億円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
社会保障関係費	1,165	1,196	1,239	1,340	1,415	1,470	1,520	1,570	1,630

(注) H27までは決算額, H28は当初予算額, H29以降は収支見通し上の見込額。

< 建設年度別延べ床面積の状況 >



※本県が保有する建物のうち50%程度が、一般的に大規模改修が必要とされている30年以上前に建設された建物である。

さらなる改革
の必要性

今後の財政需要に対応するため、これまで取り組んできた改革を引き続き進め、持続可能で健全な財政構造の確立を図る必要

第2章 改革の基本方向

1 基本理念

本県においては、これまでの量的な削減を中心とした行革努力により、スリムな体制が実現しつつあるとともに、財政状況を示す指標は改善傾向にあるところです。

今後は、引き続き県民本位のサービスに徹するとともに、行政の質をより一層高める改革を推進し、効果的・効率的な行財政システムを構築します。

そして、これを基礎として、県総合計画「いばらき未来共創プラン」に掲げる施策を着実に推進し、「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」の実現を目指します。

このため、新たな行財政改革大綱の基本理念を、次のとおりとします。

**「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」を実現する行財政システムの構築
～行政の質をより一層高める改革の推進～**

2 改革の視点と4つの改革項目

基本理念に基づき、次の視点により、4つの改革項目に取り組みます。

- これまでの改革によりスリムな体制が実現しつつある中で、複雑化・多様化する行政課題に積極的かつ的確に対応し、絶えず県民利益を追求する組織とするため、時代の変化に対応できる人材の育成や組織力の強化を推進します。

⇒ **改革項目Ⅰ 時代の変化に対応する県庁への進化**

- 複雑化・多様化する行政課題に対して、県だけで対応するのではなく、市町村、民間企業、大学、NPOなど多様な主体と課題を共有しアイデアを出し合いながら、効果的な行政運営を進めます。

⇒ **改革項目Ⅱ 市町村や民間等と連携した行政運営**

- これまでの改革により、一時期の危機的な財政状況に比べると、将来負担比率など財政状況を示す指標は改善の傾向にありますが、社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化への対応などにより、今後も厳しい状況が続くことが見込まれていることから、引き続き持続可能で健全な財政構造の確立を図ります。

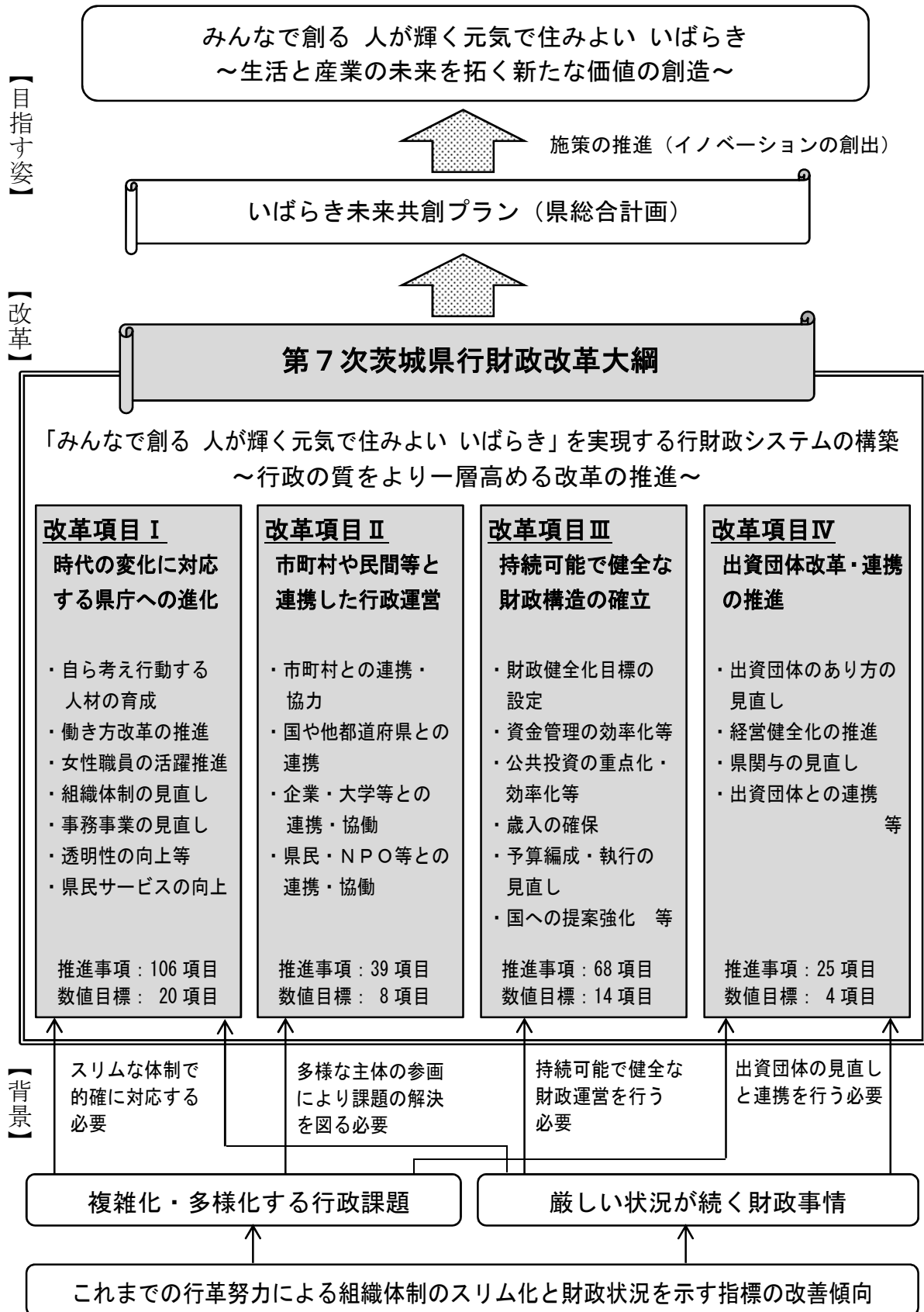
⇒ **改革項目Ⅲ 持続可能で健全な財政構造の確立**

- 出資団体については、抜本的な見直しの視点に立って、指導対象出資団体数や派遣県職員数の削減などに全力をあげて取り組んできたところですが、引き続き、出資団体改革を着実に推進するとともに、公共性と企業性を併せ持つ出資団体の長所を踏まえ、出資団体との連携を推進します。

⇒ **改革項目Ⅳ 出資団体改革・連携の推進**

3 改革の全体像

4つの改革項目、228項目の推進事項、42項目の数値目標（再掲除く）を設定し、行政の質をより一層高める改革を進めます。



4 推進期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間

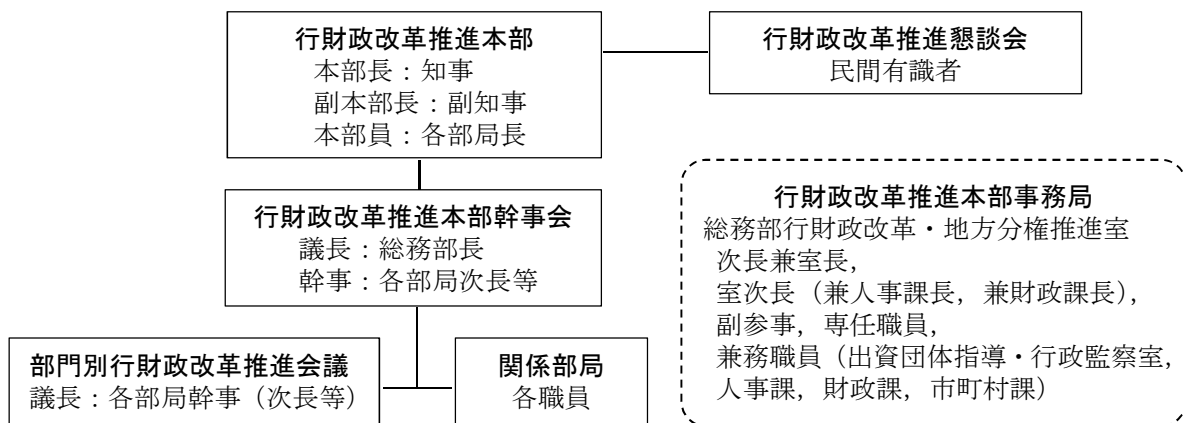
■ 今大綱期間中の主な行事等

- ・ H30 (2018) : 世界湖沼会議
- ・ H31 (2019) : 茨城国体・全国障害者スポーツ大会
- ・ H32 (2020) : 東京オリンピック・パラリンピック

5 推進体制

改革の推進に当たっては、知事を先頭に職員一人ひとりが自らの問題とし、全庁一丸となって取り組みます。特に、管理職は改革の責任者としてリーダーシップを発揮し、改革の推進に責務を果たします。

■ 推進体制

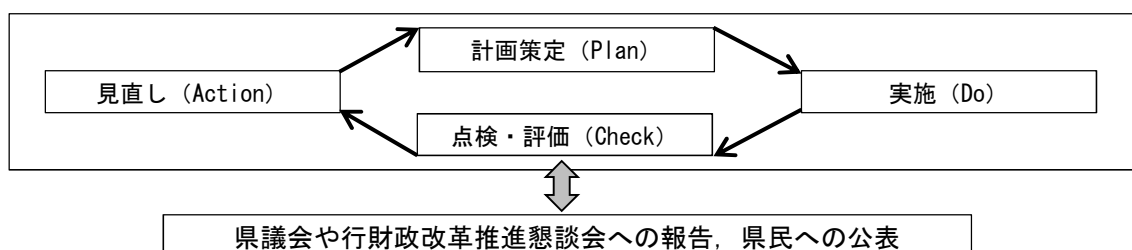


6 進捗管理

推進事項や数値目標等については、改革の進捗状況等を、県議会や行財政改革推進懇談会、県民の皆様にわかりやすく報告・公表し、皆様からのご意見をいただきながら、P D C A サイクルに基づき、毎年度点検・評価を行い、随時見直していきます。

なお、大規模災害の発生や社会経済情勢の急変、地方財政制度の大幅な改正など、本県を取り巻く状況に著しい変化が生じた場合は、柔軟に見直しを行います。

■ P D C A サイクル



第3章 改革の具体的内容

改革項目Ⅰ 時代の変化に対応する県庁への進化

これまでの改革によりスリムな体制が実現しつつある中で、複雑化・多様化する行政課題に積極的かつ的確に対応し、絶えず県民利益を追求する組織とするため、時代の変化に対応できる人材の育成や組織力の強化を推進します。

1 時代の変化に対応できる人材の育成

(1) 自ら考え行動する人材の育成

<現状及び取組方針>

簡素で効率的な組織を維持しつつ、複雑・高度化する行政課題に対応していくためには、強い使命感や経営感覚、豊かな創造力を有する人材の確保・育成が重要となっています。

このため、優秀で多様な人材の確保を図るとともに、自ら考え行動する人材の育成に計画的に取り組めます。

① 目指すべき職員像の明確化

○ 人材育成基本方針の改定

時代の変化を踏まえた目指すべき職員像を明確化するため、人材育成基本方針を改定します。 【人事課】

○ 職員の行動指針等の策定

仕事に取り組む姿勢等を明記した職員の行動指針（仮称）を策定します。

【行革・分権室】

② 優秀で多様な人材の確保

○ 受験者の増加に向けた取組の積極展開

次代の本県を支える優秀な職員・教員を採用するため、採用試験説明会や職員ガイダンスの開催、県内外大学での出張講義など、本県職員・教員を目指す受験者の増加に向けた取組を積極的に展開します。

【人事委員会事務局，教育庁】

○ インターンシップ制度の活用

学生の本県に対する理解と関心を高めるため、県が目指す姿や求める人材像を発信するとともに、インターンシップ制度を活用し、公務員を目指す学生を積極的に受け入れます。

【人事課，関係各課】

○ 民間出身者等の積極登用

多様な行政ニーズ等に的確に対応するため、社会人採用等により、民間出身者等を積極的に登用します。

【人事課】

○ 「いばらき輝く教師塾」の開催

教員志願者の増加及び質の向上を図るため、「いばらき輝く教師塾」を開催し、県内公立学校の教員を目指す大学生等や本県の若手職員が、ワークショップ等の研修を通して、共に学び合い教員として必要となる素養を高めます。

【教育庁】

③ 能力や適性を活かす人事配置等

○ 人事異動の基本的な考え方の明確化・周知等

本庁・出先機関や部局間・職種間の人事異動を含むジョブローテーションの基本的な考え方の明確化・周知を図ることにより、より適材適所の人事配置や計画的な人材育成に努めます。

【人事課】

■ ジョブローテーション

職員の能力開発や適材適所の人事配置のために、多様な業務を経験させるなど、計画的に人事異動を行うこと

○ スペシャリストの育成

複雑・多様化する行政ニーズなどに的確に対応していくため、税務や児童福祉等の特定分野に特化したスペシャリストの計画的な育成を図ります。

【人事課】

○ 職員のモチベーション向上に資する施策の充実

庁内公募や派遣研修など、職員のモチベーション向上に資する施策の充実を図ります。

【人事課】

○ 人事評価制度の適正な運用

職員の能力や適性を把握し、人材育成に活用するため、人事評価制度の適正な運用を図ります。

【人事課，教育庁】

○ 矯正措置，分限制度の厳正運用

勤務実績が良好でない職員に対し実効性の高い矯正措置を講ずるとともに、分限制度の一層厳正な運用を図ります。

【人事課，教育庁】

○ 高齢期職員のあり方の検討

国における定年引き上げの動向を踏まえつつ、高齢期職員の専門性やこれまでの経験の活用のあり方を検討します。

【人事課】

④ 国際化等の時代の変化に積極的かつ的確に対応できる人材の育成

○ 自由な発想による企画・立案能力の向上

地域の課題の解決に向け先進的な施策を推進するため、若年層・中堅層の職員を対象に政策形成能力を養成する研修などを通じて、職員の自由な発想と主体的な判断能力を育むとともに、企画・立案する能力の向上を図ります。

【人事課，行革・分権室】

○ 時代の変化に対応したカリキュラムの導入による職員研修の充実

複雑化・多様化する行政課題に積極的かつ的確に対応できる人材を育成するため、民間事業者の知見を積極的に採り入れ、時代の変化に対応したカリキュラムを導入するなど、職員研修の充実を図ります。

【人事課】

○ **主体的な能力開発に係る研修の充実**

職員が主体的な能力開発に取り組めるよう、階層別研修における選択科目制の充実、自らのキャリアを考える研修や人事評価と連動した形で選択できる研修の充実などに努めます。

【人事課】

○ **国際的な視野を持った職員の育成**

企業等の海外展開支援や、外国人に対する行政サービスの充実を図るため、国際的な視野を持った職員を育成する派遣研修の充実等を図ります。

【人事課】

○ **民間企業等への派遣、国等との人事交流の実施**

民間企業や大学院への派遣、国や市町村との人事交流は、幅広い視野や異なる視点を持った職員の育成に資することから、県内外、長期・短期など多様な研修機会の設定に努めます。また、派遣の実施に当たっては、目的の明確化や派遣終了後における研修成果の活用に留意しながら、継続的・戦略的に行います。

【人事課】

○ **職員の自主的な活動の支援**

職員が担当を越えて幅広く集まり政策課題や事務改善等に取り組む自主的な活動を支援し、情報収集やコミュニケーションが図られる環境を整備するなどして、職員のモチベーションや資質の向上を図ります。

【人事課，行革・分権室】

○ **職員提案制度「アイデアオリンピック」の活性化**

職員提案制度「アイデアオリンピック」については、提案の活性化等に向けた見直しを行い、職員の業務に対する意欲の喚起に努めます。

【行革・分権室】

○ **県民の声やニーズ，優れた施策等の情報の収集・共有**

積極的に現場や先進地等に出向くとともに、多様な業種との交流会などを通じて民間企業等とのネットワークづくりに努め、県民の声やニーズ，優れた施策等の情報の収集・共有に取り組むよう徹底します。

【人事課，行革・分権室，企画課，全課所】

○ **「ティーチャーオブティーチャーズ」表彰**

創意にあふれ特色ある指導を実践し、顕著な教育効果をあげている教員に対して「ティーチャーオブティーチャーズ」の称号を与えて表彰するとともに、当該教員の適切な活用を図り、教員全体の意欲や資質の向上に努めます。

【教育庁】

○ **職員の地域活動への参加推奨**

自治会・PTA・ボランティア活動などに参加することは、地域コミュニティに貢献するだけでなく、職員自身の視野を広げ、新たな発想につながることから、年次休暇等の取得促進を含め、職員の地域活動への参加を推奨するほか、地域活動に積極的に取り組む職員をメルマガ等で庁内に紹介します。

【人事課，行革・分権室，全課所】

⑤ 管理職のマネジメント能力の強化

○ 研修の充実

職員が意欲を持って業務に取り組み、組織力を最大限発揮させることは管理職の重要な責務であることから、組織統率、活気ある職場づくり、人材育成に関する研修の充実等により管理職のマネジメント能力の向上を図ります。

【人事課】

○ 管理職のマネジメント能力の適正な評価

管理職の人事評価に当たっては、事務事業の成果のみならず、人材育成や事務事業の見直し、時間外勤務の縮減、部下の健康管理対策への取組についても評価する運用を図ります。

【人事課】

○ 管理職マネジメント支援システムの実施

部下により管理職員のマネジメント状況を確認する「管理職マネジメント支援システム」を実施します。その結果等を踏まえ、人事評価面談等において指導・助言を行うことにより、管理職員のマネジメント能力の向上等を図ります。

【人事課】

■ 管理職マネジメント支援システム

管理職員の組織マネジメントについて、部下へのアンケートを通じて状況を把握し、管理職員の上司から指導・助言を行うことで、管理職員のマネジメント能力の向上を図る制度

○ 学校長等に対する研修の充実

学校運営及び業務の改善を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充できるように、管理職研修の充実等により、学校長等の管理職のマネジメント能力の向上等を図ります。

【義務教育課】

＜数値目標＞ I - 1 - (1) 自ら考え行動する人材の育成				
指標	現状値		目標値	
新規海外派遣職員数	H24 ～28	110 人 (累計)	H29 ～33	130 人 (累計)
※短期海外派遣研修を含む				
民間派遣・国等人事交流者数	H27	49 人	H33	60 人
自ら能力開発に取り組む職員数	—	—	H29 ～33	250 人 (累計)
※職員の資格取得など能力開発支援制度の利用者				
アイデアオリンピック提案件数	H27	267 件	毎年度	300 件

(2) 働き方改革の推進

<現状及び取組方針>

複雑化・多様化する行政課題に積極的かつ的確に対応するためには、職員一人ひとりがモチベーションを高め、その個性と能力を最大限発揮でき、新しい発想が湧き出てくるような職場環境づくりが重要です。

このため、多様で柔軟な働き方等を進めるとともに、コミュニケーションや健康管理対策を強化するなどの働き方改革を推進します。

① ICTの活用等による多様で柔軟な働き方の推進

○ 総実勤務時間の短縮

事務事業の見直しや時間外勤務縮減推進月間の設定、定時退庁日の徹底、年次休暇等の取得促進、朝型勤務の実施等を通じ、総実勤務時間の短縮に努めます。 【人事課、全課所】

○ テレワーク制度の運用

職員のワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、公務能率の向上を図るため、実効性の高いテレワーク制度の運用を図ります。

【人事課、情報政策課】

■ テレワーク制度

情報通信技術を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク等）

○ フレックスタイム制の導入の検討

公務能率の一層の向上等に資するよう、柔軟な勤務形態を導入し、職員が能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備するため、国や他県の動向等を注視しつつ、フレックスタイム制の導入の検討を積極的に進めます。 【人事課、人事委員会事務局】

■ フレックスタイム制

原則4週間を単位として、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振る制度

② ワーク・ライフ・バランスの推進

○ 職員が仕事に打ち込み活躍できる環境の整備

育児・介護等のための休暇・休業制度の拡充や利用促進、代替職員の確保などにより、職員が仕事に打ち込み活躍できる環境の整備に努めます。 【人事課】

○ 職場の意識改革

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に当たっては、管理職の意識啓発が不可欠であることから、部下の仕事と生活の両立を支援するイクボスの養成講座を実施するなど職場の意識改革に取り組みます。 【人事課】

○ 職員の地域活動への参加推奨

自治会・PTA・ボランティア活動などに参加することは、地域コミュニティに貢献するだけでなく、職員自身の視野を広げ、新たな発想につながることから、年次休暇等の取得促進を含め、職員の地域活動への参加を推奨するほか、地域活動に積極的に取り組む職員をメルマガ等で庁内に紹介します。

【人事課、行革・分権室、全課所】（再掲）

③ 活気ある職場づくり

○ 様々な機会を捉えたコミュニケーションの強化

職場内での良好な人間関係の醸成と仕事に対する意欲を喚起するため、週1・ミーティングやランチミーティングを活用するとともに、パソコンを使用しない時間を計画的に設けること等により、様々な機会を捉えたコミュニケーションの強化を図ります。

【人事課，行革・分権室，情報政策課】

○ 職員アンケートの継続実施

職員が生き生きと仕事に取り組めるよう、職務や人材育成に対する意識・考え方などを把握するためのアンケートを継続して実施し、活気ある職場づくりの実現を目指します。

【人事課】

④ メンタルヘルス対策の強化

○ 職層に応じた研修の充実

メンタルヘルス対策を推進するため、所属長及び管理監督者がメンタルヘルスに関する知識を深めるとともに、メンタル疾患職員への対処方法を習得するための研修会など、それぞれの職層に応じた研修を充実させ未然防止に努めます。

【総務事務センター，人事課，教育庁】

○ ストレスチェックを踏まえたセルフケア及び職場環境改善の促進

労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施及びその結果を踏まえたセルフケアを推進するとともに、集団分析結果を職場環境の改善につなげることにより、メンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

【総務事務センター，企業局，病院局，教育庁，全課所】

○ 健康相談体制の充実

各自のセルフケアをより推進するため、精神科医，精神保健相談員（臨床心理士）及び保健師などによる健康相談体制の充実を図ります。

【総務事務センター，企業局，病院局，教育庁】

○ 本格的な復帰支援

メンタル疾患で長期療養中の職員の円滑な職場復帰と疾患の再発防止を図るため、産業医・精神科医・所属長・保健師などが連携し、職場復帰支援プログラムを積極的に活用するなど本格的な復帰支援に努めます。

【総務事務センター，企業局，病院局，教育庁，全課所】

＜数値目標＞ I - 1 - (2) 働き方改革の推進				
指標	現状値		目標値	
時間外勤務時間（知事部局等）	H27	11.7 時間／月	H32	10.5 時間／月
年休取得日数（知事部局等）	H27	10.6 日	H31	14 日
部下のワーク・ライフ・バランスに配慮している管理職の割合	—	—	H33	100%

(3) 女性職員の活躍推進

<現状及び取組方針>

県民のニーズを的確に把握するとともに新たな発想に基づき政策の質と行政サービスの向上を図っていくためには、女性職員のさらなる活躍が求められています。

このため、女性職員の採用・登用の拡大に取り組むとともに、その個性と能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境づくりに率先して取り組みます。

① 採用・登用の拡大

○ 受験者の拡大

女性の採用拡大を図るため、大学の学内説明会や職員採用説明会のほか、SNSを通じて、キャリア支援の取組や子育て支援制度等を積極的に広報することにより、女性受験者の更なる確保に努めます。

【人事課，人事委員会事務局，教育庁】

○ キャリア形成の支援

女性職員の更なる活躍を推進するため、政策立案部門等に女性職員を配置するなど、男女の偏りのない人事配置による多様な職務の経験のほか、中央省庁や民間企業への派遣や、キャリアプランの形成を目的とした研修を通じて、意欲と能力のある女性職員の育成を図ります。

【人事課，教育庁】

○ 登用の拡大

人事評価制度を活用した能力・実績主義による適材適所の人事配置を基本として、意欲と能力のある女性職員の管理職への登用拡大を図るとともに、課長補佐級・係長級についても、積極的な登用を図ります。

【人事課，教育庁】

② 働きやすい職場環境づくり

○ 多様で柔軟な働き方の推進

時間外勤務の縮減や年次休暇等の取得促進などにより総実勤務時間の短縮に努めるとともに、テレワーク制度の運用やフレックスタイム制の導入検討などにより多様で柔軟な働き方を推進します。

【人事課，女性青少年課，教育庁】

○ 育児や介護等をしながら活躍できる職場環境の整備

イクボス養成講座などによる管理職の意識啓発，育児・介護等のための休暇・休業制度の拡充や利用促進，代替職員の確保などにより，育児や介護等をしながら活躍できる職場環境の整備を推進します。

【人事課，女性青少年課，教育庁】

＜数値目標＞ I - 1 - (3) 女性職員の活躍推進				
指標	現状値		目標値	
役職ごとの女性割合	H27	知事部局等 (課長級以上) 4.7% (課長補佐級) 14.2% (係長級) 33.8% 教育庁 (課長級以上) 6.8% (課長補佐級) 13.0% (係長級) 25.0%	H32	知事部局等 (課長級以上) 13% (課長補佐級) 20% (係長級) 30%以上 を維持 教育庁 (課長級以上) 15.0% (課長補佐級) 20.0% (係長級) 30.0%
男性の育児休業取得率	H27	知事部局等 8.8% 教育庁 1.6%	H32	知事部局等 13% 教育庁 13%
配偶者出産休暇及び 男性の育児参加休暇 取得率	H27	知事部局等 いずれも 100% 教育庁 (配偶者出産) 66.0% (男性育児参加) 17.6%	H32	知事部局等 いずれも 100% 教育庁 いずれも 100%
※配偶者出産休暇：配偶者が出産する際、産前16週から産後2週間の間、3日の範囲内で必要と認める日又は時間取得できる休暇 ※育児参加休暇：配偶者の産前産後期間中、生まれてくる子又は小学校就学時までの子を養育するために5日の範囲内で必要と認める日又は時間取得できる休暇				

2 時代の変化に対応できる組織力の強化

(1) 社会情勢の変化に対応した組織体制の見直し

<現状及び取組方針>

これまでの定員適正化の取組により、本県では、全国でもトップクラスのスリムな体制を構築していますが、引き続き、簡素で効率的な執行体制の整備を進め、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。

このため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、適正な定員管理を行っていくとともに、行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織体制を整備します。

① 適正な定員管理

○ 一般行政部門の定員管理

一般行政部門については、これまで築いてきたスリムな人員体制を基本とします。併せて、簡素で効率的な執行体制の整備を進めていきます。また、体制整備に当たっては、組織再編や事務事業の再構築などにより個々の分野に係る職員配置数を見直すとともに、緊急性・重要性の高い行政需要への対応のため職員を再配置します。

【人事課】

○ 年齢構成の不均衡是正等と社会人採用の実施

他の年齢層に比べて職員数が少ない若年層職員（20歳代～30歳代前半）において、現行より採用者数を増やし、年齢構成の不均衡是正を図るとともに、組織の活性化を図るため、社会人採用を実施します。

【人事課】

○ 臨時的な行政需要の増加に対する任期付職員等の活用

イベントの開催等臨時的な行政需要の増加に対しては、任期付職員等を活用すること等により、任期の定めのない職員の採用を抑制し人件費の適正化や職員の年齢構成の均衡に配慮するとともに、適正な職員配置を行います。

【人事課】

○ 学校の教職員の定員管理

学校の教職員については、法令等による配置基準に基づき、児童・生徒数の増減や国の少人数学級の推進などに伴う学級数の増減、公立小・中学校の統合や県立学校の再編整備の進捗などを踏まえた配置を行うとともに、計画的な採用に併せて適正な臨時的任用職員の配置を進めます。

【教育庁】

○ 警察官の定員管理

警察官については、法令等による配置基準に基づき、治安情勢を踏まえた適正な人員配置を行います。

【警察本部】

○ 学校以外の教育部門、警察部門（警察官を除く）及び公営企業等会計部門の定員管理

学校以外の教育部門、警察部門（警察官を除く）及び公営企業会計部門については、一般行政部門と同様、簡素で効率的な執行体制の整備を進めるため、現行の人員体制を基本とした適正な人員配置を行います。

【人事課，企業局，病院局，教育庁，警察本部】

② 行政課題に柔軟かつ的確に対応する体制の整備

○ 重要な政策等に柔軟かつ的確に対応できる組織体制の整備

県総合計画に位置付けられた重要な政策や複雑・多様となる行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できる組織体制を整備します。

【人事課，関係各課】

○ しなやかな組織体制の整備

部局横断的な対応が必要な業務については，既存の業務所管の枠にとらわれず，弾力的かつ機動的に関係各課職員の協力のもと対応する体制（「しなやかな組織体制」）を整備します。

具体的には，年度途中の災害対応や大規模イベントの開催等緊急的かつ臨時的に全庁的な対応が必要な業務については，関係職員による兼務体制（本務職員及び兼務職員が協力して一定期間・集中的に作業し対応する方法）を整備するなどして的確に対応します。

【人事課】

○ 政策立案・調整機能と計画推進機能に係る効果的な執行体制の検討

県政全般にわたる政策立案・調整機能と県総合計画，地方創生等の推進機能を十分に果たし，高い効果をあげることができる組織体制を検討します。

【人事課】

○ 部局間連携の推進

複数の部局等に関わる行政課題に適切かつ迅速に対応するため，職員一人ひとりが部局の枠を越えて総合的かつ県民本位に考え行動するとともに，関係部局を横断した推進本部やプロジェクトチーム等の積極的な活用を図ります。

【行革分権室，人事課，政策審議室，全課所】

③ 簡素で効率的な体制の整備・運営

○ 部局長の業務方針の職員への周知

当該年度の部局長等の業務方針を職員に周知することを徹底します。

【行革・分権室】

○ 年度途中の柔軟な事務分担の見直し

業務量の増減等を踏まえた年度途中の柔軟な事務分担の見直し等について，所属長等に積極的な取組を促します。

【人事課】

○ 迅速かつ的確な意思決定のためのポスト見直し

迅速かつ的確な意思決定を行うため，業務動向や行政需要を考慮し，ポスト（特にスタッフ職）の見直しを行います。

【人事課，関係各課】

○ 庶務業務の安定的かつ適切な執行に向けた体制の強化

幅広い業務の下支えとなっている庶務業務を安定的かつ適切に執行していくため，相談・支援体制を強化するとともに，より多くの職員に庶務業務を経験させることなどにより，事務処理能力の向上とチェック機能の強化を図ります。

【総務支援室，人事課，会計管理課，関係各課】

○ 水戸保健所等の管轄区域のあり方の見直し

今後予定されている水戸市の中核市移行を見据え、水戸保健所等の管轄区域のあり方の見直しなどを検討します。

【厚生総務課，人事課，関係各課】

○ リハビリテーションセンターの廃止に向けた準備

リハビリテーションセンターについては、有識者による検討委員会の提言を踏まえ、各地域における機能訓練サービスの充実を前提に、平成30年3月をもって廃止する方向で準備を進めます。

【障害福祉課，人事課，関係各課】

○ 小規模組織や類似業務所管組織の統合

小規模組織や類似性のある業務を所管している組織の統合、総務事務の集約化等により、簡素で効率的な体制づくりを進めます。

【人事課，関係各課】

○ 第2次県立高等学校再編整備の着実な推進

社会の変化や生徒の多様化及び中学校卒業生数の減少に適切に対応した活力と魅力ある県立高等学校づくりを進めるため、茨城県高等学校審議会答申に基づき、第2次県立高等学校再編整備(平成23年度～32年度)を着実に進めます。

【高校教育課】

○ 警察署の再編整備

限られた人員体制を最大限に活用するため、警察活動の拠点となる警察署の再編整備を推進します。

【警察本部】

＜数値目標＞ I - 2 - (1) 社会情勢の変化に対応した組織体制の見直し						
指標	現状値		目標値			
一般行政部門職員数	H28	4,741人 〔第6次大綱の H28目標値 4,743人〕	H33	現状程度を維持		
※H28は、退職者の増等を補うため採用した任期付職員等29人を含む。						
学校以外の教育部門職員数	H28	475人 〔第6次大綱の H28目標値 479人〕				
警察官以外の警察部門職員数	H28	536人 〔第6次大綱の H28目標値 537人〕				
公営企業等会計・大学部門職員数 (医療従事者を除く)	H28	595人				
社会人採用数	—	—	H29 ～33	80人 (累計)		

(2) 重要な課題に注力するための事務事業の見直し

<現状及び取組方針>

これまでの職員数削減によりスリムな体制となっている中、行政需要が急増していることから、重要な課題への迅速・適切な対応が困難になるおそれがあります。

このため、県が担うべき役割を見直し、事務事業を厳選するとともに、事務事業の実施に当たっては、効率性を徹底し、前例や慣習にとらわれずに大胆に見直しを行うことにより、重要な課題に注力できる環境を作ります。

① 事務事業の見直し

○ 官民や県・市町村の役割分担の見直し

県が担うべき役割に関する判断基準を検討するとともに、官民や県・市町村の役割分担の見直しによる事務事業の見直しを推進します。

【行革・分権室，人事課，財政課，全課所】

○ スクラップ・アンド・ビルドや事業の見直し

すべての事業について、事業の必要性や事業手法の妥当性について点検するとともに、事業の効果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドや事業の見直しに取り組みます。また、見直しの手法についても随時検証し、効果的な見直しに取り組みます。

【財政課，全課所】

○ 複数年での見直し

短期間での見直しが困難な事務事業についても、関係機関・団体との調整を継続的に進めるなど、複数年での見直しに取り組みます。

【財政課，全課所】

② 業務プロセスの再構築（BPR）、ムダ排除

○ BPRの手法の活用

国が進める地方行政サービス改革の動向も踏まえ、BPRの手法を活用した業務内容や業務フロー等の「見える化」などにより、無駄や非効率の有無を検証し、前例や慣習にとらわれずに、効率的に見直します。

【行革・分権室，全課所】

■ 業務プロセスの再構築（BPR）

BPRはBusiness Process Re-engineeringの略称。組織の目標を達成するために、既存の業務内容や業務フロー、組織構造やルールを見直し、再設計すること。

○ 管理職の「ムダを省く」意識の徹底

管理職は「ムダを省く」という意識を常に持ち、県が行うべき仕事の厳選、重点化を図るとともに、調査や資料作成に当たっては、「毎年実施する必要がある調査か」、「既存の資料により代用できないか」など必要性・効率性の視点から十分検証・見直しを行い、業務の削減に努めます。

【人事課，行革・分権室，全課所】

○ 「ムダ排除に関する全庁共通の重点取組項目」等のルールの徹底

資料の簡素化，調査・照会等の見直しなどの改善ポイントをまとめた「ムダ排除に関する全庁共通の重点取組項目」等のルールを年度当初に周知徹底し，実効性を高めます。

【人事課，行革・分権室，全課所】

■ ムダ排除に関する全庁共通の重点取組項目

①	<p>業務の進捗状況等の確認，業務の情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の進捗状況等を定期的に把握し，業務にかける人員を適切化 行政情報ネットワークを活用したスケジュール管理，課題解決に向けた場の設定 念のため作成する手持資料等，必要性の低い業務は撤廃 会議資料や各種照会等のデータベース化と検索効率等の向上 所属内の情報提供や回覧等は，行政情報ネットワークを活用し，手間や時間を短縮 新たな業務指示は早め実施（週前半，午前中）
②	<p>書類の整理・整頓による職場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ムダ排除・時間外勤務縮減推進月間に合わせた書類整理週間の設定
③	<p>資料の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料は原則としてA4サイズ1枚とし，複数枚の場合はテーマの分割等も検討 既存資料を活用できるものは，新規作成を避ける 重要項目には，アンダーラインや枠組みを活用し，見やすく作成 コピー機脇に印刷単価を掲示し，コスト意識を啓発 定例的な会議については，口頭による報告を推奨 庁内関係者会議でのあいさつ廃止を推奨
④	<p>調査・照会等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性を再点検し，廃止を含めてそのあり方を見直し 調査期間の確保や記載例を付す等，円滑な回答作成への配慮 該当所属を見極めたうえでの調査，照会等の徹底 メールによる照会は，タイトルで重要度，回答期限を明示 出先機関への照会は，所属やグループ単位で調整しまとめて依頼 連続した休暇取得を促進するため，回答期限が休日前等とならないよう配慮
⑤	<p>会議の廃止・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 単なる説明のための会議は資料送付等により対応 対象者が同一の会議が複数ある場合は，合同で開催 代理出席者が多い会議は，廃止を含めてそのあり方を見直し 資料は出来る限り簡素化し，事前配布を徹底 あらかじめ終了時間を明示し，これを厳守 会議の目的を踏まえ，出席者は最少人数に絞り込み 会議開催場所等の見直し（会場の無料化等） 打合せの際に，開始時間と終了時間を記録し，時間短縮を意識付け
⑥	<p>行事・イベントの廃止・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的を達成し，形骸化している行事・イベント等は廃止 目的や対象者が同様の行事・イベント等が複数の場合は，合同で開催
⑦	<p>協議会等（任意の団体で，県に事務局が置かれているもの）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 所期の目的を達成した協議会等は廃止 同様の目的をもって設立された協議会等が複数の場合，統合等そのあり方を見直し 県に事務局を置くことの必要性を十分に検証
⑧	<p>定期刊行物等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用対効果を再点検 県ホームページ等の活用により，廃止又は発行回数を縮減 定期刊行物の送付先は，必要最低限
⑨	<p>購読刊行物，委託業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期購読物については，必要最小限のものを除き削減 長期継続契約や一般競争入札の実施などにより，委託費を削減

○ **意思決定に係る内部資料の削減**

管理職が意思決定を行う際に必要な内部資料の作成を指示するときは、その目的や内容を担当者に明確に伝え、要点をまとめた資料の作成や枚数の削減等を心がけるよう促すなどして、必要最小限に留めるよう職員に周知徹底を図ります。

【人事課，行革・分権室】

○ **ムダ排除への全庁的な取組**

職員から改善等が必要と考えられる業務について提案を受け付けたり、職員提案制度「アイデアオリンピック」を活用するとともに、職場単位で行われている改善効果の高い取組を水平展開するなど全庁的にムダ排除に取り組みます。

【人事課，行革・分権室，関係各課】

○ **各所属に共通する庶務業務の集約化等**

公共料金等の事務費の支払いなど各所属に共通する庶務業務については、効率的に執行していくため、集約化等を図ります。

【総務支援室，人事課，会計管理課，関係各課】

○ **目標チャレンジ制度の見直し**

目標チャレンジ制度を見直し、事務負担を軽減しつつ、各職場が自発的に取り組み、職員のモチベーションや職場の活気が高まる仕組みを創設します。

【行革・分権室】

○ **茨城県報の登載事項の見直し**

県報に登載している事項のうち、県のホームページへの掲載等の方法に替えることが可能なものについて見直し、住民への情報提供を継続しながらペーパーレス化を図るとともに、事務の効率化を図ってまいります。

【総務課，全課所】

○ **全庁的な情報システムの見直し**

情報システムについて、行政情報ネットワークを活用した「共通基盤システム」との共通機能の統合や連携を進めつつ、行政情報クラウドの運用やマイナンバー制度への対応に併せて、業務プロセスとともに全庁的な情報システムの見直しを進め、簡素で効率的な行政経営と県民サービスの向上を図ります。

【情報政策課】

○ **情報システムのライフサイクル全般の継続的な最適化**

情報化統括監（CIO）を中心としたITガバナンス体制（ITの利活用を組織的に統制する体制）のもと、情報システムの企画から構築・調達・運用・再構築（廃棄）に至るまでのライフサイクル全般について、継続的な最適化を進めます。

【情報政策課】

○ **情報セキュリティ対策の抜本的な強化対策**

自治体情報セキュリティ対策の抜本的な強化対策が求められているため、業務の停滞や負担増をおこさない情報システムを検討・構築するとともに、情報セキュリティポリシーの適正な運用と監査・研修を実施し、情報セキュリティの向上を図ります。

【情報政策課】

③ 政策評価の充実

○ 県が行っている事業の成果等の把握・評価・公開等

県政運営の透明性の確保、説明責任の向上に加え、事業の効率的な執行を図るため、部局横断的なプロジェクトチームを活用しながら、県が行っている事業の成果等を適切に把握・評価し、その情報を積極的に県民に公開するとともに、総合計画の進行管理に活用します。

【政策審議室，財政課，関係各課】

○ 評価手法等の不断の見直し

県総合計画などに掲げる総合的な施策の推進や県民ニーズに応えた施策の実現などを図るため、評価手法、予算編成への反映などについて、不断の見直しにより改善を図るとともに、県民や有識者等の外部の視点を評価へ取り入れ、より良い制度の構築に努めます。

【政策審議室】

(3) 透明性の向上，チェック体制の強化

<現状及び取組方針>

行財政の運営にあたっては、情報公開の推進やチェック体制の強化などにより、県民からの信頼確保に取り組んできたところです。

引き続き、県民の信頼を確保する取組を充実させ、適法かつ公正な職務執行を図ります。

① 情報公開の推進

○ 情報公開条例の適正かつ円滑な運用

県民の多様なニーズに応じ、県民が県の保有する情報を必要とするときに確実に入手できるよう、情報公開条例の適正かつ円滑な運用に努めます。

【総務課，全課所】

○ 審議会の公開や審議内容・結果の公表

審議会の公開や審議内容・結果などの公表を推進します。

【行革・分権室，関係各課】

② 透明性の向上，チェック体制の強化推進

○ 公共工事における入札・契約業務の適正な執行

境地区の談合に関する第三者委員会の提言を踏まえ、入札・契約制度の透明性の確保や公正な競争の促進を図るとともに、入札監視委員会によるチェック機能の充実を図ります。

【行政監察室，土木部，農林水産部】

○ 公益通報制度の職員への周知徹底

法令遵守意識を徹底するため、公益通報制度について職員に周知徹底します。

【行政監察室】

○ 包括外部監査の有効活用

包括外部監査については、監査結果に対する措置を早急に講じるなど、有効活用を図ります。

【行政監察室】

○ **利害関係が生ずるおそれのある事務への従事期間の配慮**

許認可事務・公共事業発注業務・物品購入事務など、利害関係が生ずるおそれのある事務に従事する職員については、長期在籍とならないよう配慮します。

【人事課】

○ **適切な監査と結果の公表**

財務事務の正確性・合規性の確認はもとより、事務事業の執行について、最少の経費で最大の効果をあげているか、といった経済性・効率性・有効性の観点を重視した監査を実施し、その監査結果については、ホームページで公表します。

【監査委員事務局】

③ 適正な公金取扱いの徹底

○ **職員の法令遵守意識の徹底と研修の充実**

職員の法令遵守意識の徹底を図るとともに、財務担当職員の資質の向上及び適正かつ迅速な財務会計事務処理の遂行のため、個々の職員の経験や業務に合ったきめ細かな研修を実施する等、財務会計事務研修の充実を図ります。

また、財務会計事務の適正な執行のための事業進行管理の徹底を図ります。

【行政監察室，会計管理課】

○ **財務会計事務検査の徹底**

財務会計事務検査に当たり、誤りが生じやすい項目等を重点的に検査するとともに、必要に応じて特別指導検査や抜き打ち調査を実施します。

【会計管理課】

○ **適正性確保を重視した監査の実施**

組織における内部けん制の機能状況など、適正性確保に必要な事項を重点項目として毎年度設定し監査を実施します。

【監査委員事務局】

(4) 県民サービスの向上

<現状及び取組方針>

これまでの改革努力により、県民からの評価やご意見等において、県民サービスの向上が見られますが、引き続き、県民全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、県民本位のサービスに徹し、絶えずサービスの改善に努める必要があります。

このため、質が高く効率的なサービスの提供、適切な情報発信、ICTの活用による利便性の向上など、県民サービスのさらなる向上につながる取組を進めます。

① 県民本位の質の高いサービスの提供

○ 県民サービス向上運動の一層の推進

県民が利用しやすく満足度の高いサービスを効率的に提供できるよう、研修の充実等を図り、県民サービス向上運動を一層推進します。

【行革・分権室，全課所】

○ 県民意見の把握によるサービス改善

県が提供するサービスについて、県の各庁舎に設置している「県民ご意見ボックス」や、郵送料無料のはがき、県のホームページ等で受け付ける住民提案制度等により、広く県民の意見を把握し、一層のサービス改善に努めます。

【行革・分権室，広報広聴課】

○ 「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」の施策への反映

「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」の考えを、県の施策全体に反映し、高齢者・障害者など多様な人に対応したサービスの向上等を図ります。

【長寿福祉課，全課所】

○ 効果的な取組に関する職場間の情報共有

県民サービス向上や事務改善に係る各職場での効果的な取組をさらに進めるため、各部局次長等の会議などを活用した各部局間の相互調整・意見交換を活発化することにより、職場間の情報の共有を図るとともに、県民へも積極的に周知することにより県民理解を一層促進します。

【行革・分権室】

② 県民に分かりやすく戦略的な情報発信

○ 県政情報の適時適切な発信

まちづくり、保健・医療・福祉、教育、産業、観光、統計資料など県民が必要とする県政情報や、本県の優れた姿や魅力など県のイメージアップにつながる情報を適時適切に発信します。

【広報広聴課，関係各課】

○ 多様な情報媒体の活用による情報発信

広報紙・新聞・テレビ・ラジオ・インターネット・SNSなどの媒体のほか、県内各地域の様々な情報をわかりやすく紹介するインターネット動画の配信、首都圏メディアへのパブリシティ活動、トップセールスやアンテナショップでのPR、情報紙・タウン誌・地域メディアへの情報提供など、多様な情報媒体を活用して情報を発信します。

【広報広聴課，関係各課】

○ 全庁一丸となった情報発信

部局横断的な情報発信を展開するとともに、パブリシティマニュアルの活用やパブリシティに係る職員研修等による職員のPR意識及び情報発信能力の向上を図り、全庁一丸となって情報を発信します。

【広報広聴課，人事課，関係各課】

○ 防災情報提供力の充実・強化

防災・危機管理ポータルサイトや統合型GISなどを介した気象情報・河川情報・ハザードマップ情報・避難情報等の提供，防災情報メールやツイッターなどによる気象情報・避難情報等の提供により，情報提供力の充実・強化を図ります。

【防災・危機管理課】

○ 防犯・安全等情報の積極的な発信

自警団への支援などにより，警察活動に関する県民理解の醸成を図るとともに，ホームページ・防犯メール・警察署協議会などを通じ，防犯・安全等の情報を積極的に県民へ提供します。

【警察本部】

○ 県政出前講座の積極的な対応

県政出前講座の活用促進を図るとともに，既存メニュー以外の新規施策，社会的に関心が高まっているテーマへの積極的な対応や，希望テーマの追加，講座運営の改善を図ります。

【政策審議室，関係各課】

③ ICTの活用による県民の利便性の向上

○ 「茨城県オープンデータカタログサイト」の充実

「茨城県オープンデータカタログサイト」について，新規の掲載データの掘り起こし及び既存の掲載データの更新を行うとともに，民間事業者や行政職員を対象とした利活用セミナーを開催します。

【情報政策課】

■ オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で，二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのことをいい，誰もが許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるもの。

○ 電子申告・電子納税等の利用促進

法人県民税・法人事業税の電子申告・電子届出や自動車税などの電子納税，インターネットによる行政財産使用料や各種手数料の公金納付などの利用促進を図ります。

【税務課，関係各課】

○ 「電子申請・届出システム」の利用率向上

県民や企業にとって時間の節約となる「電子申請・届出システム」について，利用頻度の高い手続きを紹介するなど，利用率の向上を図ります。

【情報政策課】

○ **マイナンバーカードの普及促進**

電子県庁における電子申請・届出システムなどに使われる電子証明書の格納媒体となるマイナンバーカードの普及を一層図ります。

【市町村課】

○ **「いばらきデジタルまっぷ」への登載情報の充実**

地域のコミュニティや産業の活性化のための共通情報基盤として、県民・企業・行政が同じデジタル地図上で様々な情報を取得・共有・発信できる「いばらきデジタルまっぷ」(統合型GIS)への登載情報の充実を図ります。

【情報政策課】

○ **「公共施設予約システム」で予約できる施設の範囲や数の拡大**

「公共施設予約システム」で予約できる施設の範囲や数の拡大を図ります。

【情報政策課】

○ **電子調達システムによるオープンカウンター方式の普及促進**

物品調達におけるオープンカウンター方式(公募型見積り合せ方式)を普及促進することにより、事業者の参加機会の拡大を図るとともに調達手続きの透明性の向上及び業務の効率化を図ります。

【会計管理課】

○ **電子入札システムによる事業者の利便性向上等**

電子入札システムにより公共工事等の入札書・見積書の提出や落札・採用の決定、結果の公表において必要な一連の事務手続きをインターネット経由で行うことにより、事業者の利便性、入札等手続きの透明性の向上及び業務の効率化を図ります。

【検査指導課】

○ **情報システムのクラウドサービスの利用**

市町村間、あるいは県及び市町村間で共通する業務について、情報システムをネットワーク経由で共同利用するクラウドサービスの利用を進め、県及び市町村のコストの圧縮と行政サービスの向上を図ります。

【情報政策課】

＜数値目標＞ I-2-(4) 県民サービスの向上				
指標	現状値		目標値	
県民ご意見ボックスの評価(5段階)	H27	4.0	毎年度	4以上
県政情報の到達度	H27	35.4%	H33	60%
県政出前講座の実施件数	H27	793件	H33	900件
県オープンデータカタログサイトの掲載データ種類	H27	119種類	H32	500種類
県申請手続きのオンライン利用率	H27	55.5%	H32	60%

改革項目Ⅱ 市町村や民間等と連携した行政運営

行政需要はますます多様化、複雑化しており、分野によっては、県はもとより、市町村や民間企業、大学、NPOなどがお互いにアイデアを出し協力し合いながら、解決に向けた取組を行っていくことが必要不可欠となっています。

このため、市町村や民間等との連携等による取組を一層推進し、効果的な行政運営を進めます。

1 市町村との連携・協力の推進

<現状及び取組方針>

人口減少社会において、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供する必要があります。

このため、県と市町村、市町村間での連携・協力体制を充実するとともに、市町村で処理することが効果的であると考えられる事務については、引き続き、県から市町村への権限移譲を進め、適切に執行できるよう市町村の行政機能を強化します。

① 市町村との連携・協力体制の充実

○ 市町村との連携や市町村間連携を支援する取組の推進

公共施設等の相互利用や専門的な人材の共同活用など、市町村との連携や市町村間連携を支援するための取組を推進し、特に、連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想など市町村間の広域連携の推進に向けて、支援します。

【市町村課】

■ 連携中枢都市圏構想

相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集約・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの

■ 定住自立圏構想

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するもの

○ 合併市町村の一体性の確立と均衡ある発展に向けた支援

合併後のまちづくりに対する財政支援や、建設計画に位置付けられた事業の着実な推進等により、合併市町村の一体性の確立と均衡ある発展を図ります。

【市町村課】

○ 県と市町村における地域の課題や情報の共有

市町村が抱える行政課題や今後課題に発展しそうな事項をテーマに、協議会や情報交換会、講演会等を行うなど、県と市町村が地域の課題や情報を十分に共有し、それぞれの役割分担を踏まえながら、連携・協力体制の充実を図ります。

【市町村課、地域計画課、全課所】

○ 市町村への職員派遣等

市町村の要請に応じて、専門的知識・経験を有する県職員を派遣するほか、相互の人材育成を図るため、今後も計画的な人事交流や合同研修に取り組みます。

【人事課】

② 市町村への権限移譲の推進

○ 市町村に対する適切な支援、情報提供

事務の移譲に伴う住民サービス向上など、権限移譲による効果を明確にし、市町村に対して適切な支援を行っていくとともに、庁内の連携を密にしながら、市町村に対して移譲の効果等について適切な情報提供等を行い、各事務の移譲市町村の拡大を図ります。

【市町村課】

○ 移譲対象事務の見直し・追加

累次に渡る分権一括法による権限移譲や、市町村の意向を踏まえ、移譲対象事務の見直し・追加を進め、県民の利便性のさらなる向上等を図ります。

【市町村課】

○ 移譲後の事務の適正執行の支援

円滑な事務の移譲や移譲後の事務の適正な執行を図れるよう、移譲事務のマニュアル作成、移譲後の各種相談に応じるほか、必要に応じて、県職員の派遣や市町村職員の実務研修受入を行うなど、積極的な支援を行います。

【市町村課，関係各課】

③ 市町村への関与の見直し

○ 市町村の事務負担の廃止・縮減

県への協議・承認、届出、報告などの市町村事務への義務付け・枠付けや、申請書等を受領し県へ送付する経由事務、各種調査事務などの市町村の事務負担等について、県が市町村に事務負担を求める根拠を明らかにした上で、市町村の負担軽減の観点から事務の総点検を実施するなどし、廃止・縮減を進めます。

【行革・分権室，関係各課】

＜数値目標＞Ⅱ－1 市町村との連携・協力の推進				
指標	現状値		目標値	
定住自立圏取組市町村数	H27	1 町	H33	15 市町村
移譲対象法令の移譲済市町村割合	H27	63.4%	H33	70%
※移譲済み市町村割合：各法令の延べ移譲済市町村数／各法令の延べ移譲対象市町村数				
市町村への関与の見直し件数	H24～27	17 件 (累計)	H33	25 件 (累計)

2 国や他都道府県との連携の推進

<現状及び取組方針>

県政が直面する課題や県域を越えた課題を解決するとともに、地方分権を推進し、「個性を活かし自立した地方をつくる」必要があります。

このため、県から国に対して行う提案・要望や他都道府県等との広域的な連携を強化するための方策を実施します。

① 国への提案の強化

○ 国に対する具体的かつ説得力ある提案・要望の実施

各部局において、現場の実情や国での政策形成のタイミングを見極めた、具体的かつ説得力のある提案・要望を検討するとともに、あらゆる機会を捉え提案・要望を行います。 【行革・分権室，関係各課】

② 地方分権の推進

○ 全国知事会等と連携した地方分権推進に係る提言の実施

全国知事会等と連携し、事務・権限の移譲や税財源の確保など、地方分権推進に係る提言を行います。 【行革・分権室，政策審議室】

○ 提案募集方式等を活用した制度改善提案

所属業務に関わらず、職員から広く制度改正等の提案を受け付け、提案募集方式などを活用し、国に改善提案します。 【行革・分権室】

■ 提案募集方式

「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて国に提案する制度

③ 他都道府県等との連携の強化

○ 知事会議の活用

全国知事会議，関東地方知事会議，北関東磐越五県知事会議の活用等により，他都道府県と連携を強化します。

【行革・分権室，政策審議室】

○ 各部局で締結している連携協定等の事例の情報共有

各部局で他県等と締結している連携協定等の事例の情報共有を進めます。

【行革・分権室】

○ 大規模災害時におけるカウンターパート方式の広域応援スキームの活用

大規模災害時には、東日本大震災を踏まえ新設されたカウンターパート方式の広域応援スキームを活用し、他都道府県と連携した災害対応を行います。

【防災・危機管理課，政策審議室，関係各課】

■ カウンターパート方式

被災地方公共団体に特定の応援地方公共団体を割り当てることにより、責任を持って継続的に応援する方式

<数値目標> II-2 国や他都道府県との連携の推進

指標	現状値		目標値	
提案募集方式における提案件数	H26～27	4.5件 (平均)	毎年度	5件

3 企業・大学等との連携・協働の推進

<現状及び取組方針>

官民連携を推進するため、民間企業や大学との連携・協働を組織的・総合的に推進するとともに、民間企業等が活動しやすい環境を整備するため、引き続き、規制の廃止・緩和等に取り組む必要があります。

このため、民間企業・大学との連携・協働を推進し、それぞれの特長や能力を生かすための方策を実施します。

① 企業等との連携・協働の推進

○ 企業等との連携推進

県が企業等と連携を求める事業を提案し、また、県との連携を求める企業等からの相談をコーディネートするなど、相互交流に向けた窓口機能の明確化を含め庁内体制を充実し、企業等との連携を一層推進します。

【行革・分権室，政策審議室】

○ 包括連携協定の充実と連携企業等の拡大

包括連携協定の充実を図るとともに、包括連携協定を結んでいない企業等とも円滑に連携できる体制を検討します。

【行革・分権室，政策審議室】

○ 連携実績の情報共有等

企業等との連携実績を庁内で情報共有するとともに、外部に対しても情報発信します。

【行革・分権室，政策審議室，関係各課】

② 民間活力導入（PPP/PFI）の推進

○ 民間活力導入の一層の推進

「民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、「民間にできることは民間に」の考えのもと、適切な行政サービスを確保しながら、民間委託、指定管理者制度、PFI等の民間活力の導入をより一層推進します。

【人事課，管財課，行革・分権室，財政課，関係各課】

○ 優先的検討規程の策定・活用

「多様なPPP/PFI手法を優先的に検討するための規程」を策定・活用し、全庁的に民間活力の導入を促進します。

【行革・分権室】

■ PPP/PFI

PPPはPublic Private Partnershipの略で、官民連携のこと。PFIはPrivate Finance Initiativeの略で、民間資金等を活用した公共施設の整備手法の1つ。

○ 指定管理者制度導入施設のサービスの向上

指定管理者制度を導入している施設について、その管理のあり方等について検証を行い、より効果的、効率的な運営を図ります。

【管財課，関係各課】

③ 規制改革の推進

○ 外部意見を踏まえた取組の推進

産業界等へのアンケートによる要望を基に、「県行財政改革推進懇談会規制改革部会」での意見を踏まえ、規制改革に取り組みます。

具体的には、各種規制の廃止・緩和や、添付書類の削減、押印の見直し、申請・届出の郵送受付などの行政手続きの簡素化、標準事務処理期間の見直しなどを進めます。【行革・分権室，総務課，全課所】

○ 国の特区制度等の活用支援

民間事業者等が本県の実情に応じた地域活性化等の取組を進めることができるよう、適切な情報提供などにより、国の特区制度等の活用を積極的に支援します。【地域計画課，関係各課】

④ 大学との連携・協働の強化

○ 「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム」の活動支援と「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の推進

「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム」の活動を積極的に支援するとともに、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を推進し、県と大学との連携強化を図ります。【企画課】

■ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援する事業

○ 大学等の知的資源を活用した共同研究・協働事業等の推進

地域が抱える課題の解決や地域活性化に取り組むため、大学等の知的資源を活用した共同研究や協働事業をさらに推進するなど、県と大学等との連携・協働事業の拡大を図ります。【企画課，関係各課】

○ 高校生公開授業や公開講座への参加推進

生徒が高度な学習や研究にふれることにより、学習意欲の高揚や進路意識の明確化を図り、活力ある高校づくりを推進するため、県内8大学と締結している協定書に基づく高校生公開授業や公開講座への参加などを推進します。【高校教育課】

○ 大学との人事交流の推進

大学との連携により、地方創生等の分野において効果的な施策を展開するため、大学との人事交流を推進します。【人事課】

＜数値目標＞Ⅱ－3 企業・大学等との連携・協働の推進				
指標	現状値		目標値	
企業との連携・協働事業数	H24～27	142件 (累計)	H33	400件 (累計)
規制の廃止・緩和件数	H24～27	13件 (累計)	H33	30件 (累計)
大学等との連携・協働事業数	H27	59件	H33	65件

4 県民・NPO等との連携・協働の推進

<現状及び取組方針>

県総合計画が目指す「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」の実現に向けて、県民一人ひとりが担い手として県政に参画することが必要です。

また、NPO等との協働を全庁的に推進する必要があります。

このため、県民・NPO等との連携・協働の推進を図るための方策を実施します。

① 県民の県政への参画促進

○ 多様な広聴事業の実施による県民との対話の推進

県民と知事との対話集会や「明日の茨城を考える女性フォーラム」、「明日の地域づくり委員会」、「いばらき創り 1000 人委員会提言集会」を開催するなど、多様な広聴事業を実施し、県民との対話を一層推進します。

【広報広聴課】

○ 主要な事業計画等に係るパブリックコメントの推進

県の主要な事業計画等について、意思形成過程から情報を公開し、県民の意見を県の政策形成に反映させるためパブリックコメントを推進します。

【広報広聴課】

○ 県民から寄せられた意見・要望の公開

県民と知事との対話集会の意見交換の内容や「明日の茨城を考える女性フォーラム」、「明日の地域づくり委員会」の委員による政策提言や住民提案に対する施策への反映状況について、インターネット等を通じて広く県民に公開します。

【広報広聴課】

○ 「大好きいばらき県民運動」のさらなる推進

公益的な活動に県民がより主体的に取り組み、地域コミュニティの再生・強化を図るため、「大好きいばらき県民運動」をさらに進めます。

【生活文化課、関係各課】

○ 公共施設のサポーター制度等の参加団体の拡大

地域住民やボランティア等が、道路・公園・河川などの環境美化活動を行う、公共施設のサポーター制度等については、参加団体の拡大を図ります。

【道路維持課、公園街路課、河川課】

○ 自主防災組織の活動カバー率の向上

大規模災害時に、地域住民が、組織的に迅速な避難誘導等を行えるよう、自主防災組織の結成や活動を支援するとともに、自主防災組織の活動カバー率の向上を図ります。

【防災・危機管理課】

○ 被災者支援等に係る人材の育成

災害ボランティアセンターの運営を支援する県社会福祉協議会と連携し、災害発生時に被災者の支援等の役割を担う人材の育成に努めます。

【福祉指導課、関係各課】

○ 研修・講演会等の開催による女性人材の育成、審議会委員への登用

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、研修・講演会等の開催により女性人材の育成を図るとともに、審議会委員への登用を進めます。

【女性青少年課、関係各課】

② NPO等との協働の推進

○ NPO法人の基盤強化を図るためのセミナーの開催

NPO法人の基盤強化を図るためのセミナーを開催し、NPO法人と行政や民間事業者の協働を推進します。

【生活文化課，関係各課】

○ NPO等との協働事業実績のホームページ等での公表

NPO等との協働事業の実績をホームページ等で公表することにより，協働事業化を推進します。

【生活文化課，関係各課】

○ 共助社会づくりフォーラムの開催

共助社会づくりフォーラムを開催し，互いに助け合い，支え合う社会づくりを推進します。

【生活文化課，関係各課】

○ NPO等と県との協働事業化やNPO等の自主参画の推進

NPO等から，県との協働事業実施や地域の活性化につながる提案等を広く受け付け，県との協働事業化やNPO等の自主参画を推進します。

【生活文化課】

○ ボランティア団体の活動支援及び協働

ボランティア団体の行う活動を尊重し，活動の支援及び県との協働を推進します。

【生活文化課，関係各課】

＜数値目標＞Ⅱ－４ 県民・NPO等との連携・協働の推進				
指標	現状値		目標値	
NPO等との協働事業数	H27	234 件	H33	300 件

改革項目Ⅲ 持続可能で健全な財政構造の確立

これまでの行財政改革により、一時期の危機的な財政状況に比べると、将来負担比率など財政状況を示す指標は改善の傾向にありますが、社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化への対応などにより、今後も厳しい状況が続いていくことが見込まれています。

このような中、平成28年度からスタートした県総合計画「いばらき未来共創プラン」に掲げる施策を着実に推進していくためには、所要の財源を確保する必要があることから、これまで取り組んできた改革を引き続き進めることにより、持続可能で健全な財政構造の確立を図ります。

1 財政健全化目標の設定

<現状及び取組方針>

将来負担比率など財政状況を示す指標は改善傾向にありますが、今後も厳しい状況が続くことが見込まれる中、持続可能で健全な財政構造の確立を図る必要があります。

このため、引き続き健全化判断比率の改善や特例的県債を除く県債残高の縮減、プライマリーバランスの黒字維持を目指します。

① 健全化判断比率の改善

○ 健全化判断比率の改善

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率について全国中位以下を維持するとともに、将来負担比率については改善を図ります。

【財政課】

■ 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称。いずれかの指標が次の表の基準以上となった場合、財政健全化計画又は財政再生計画の策定による財政健全化が求められる。

■ 健全化判断比率の状況

(%)

指標名	直近5年間の本県実績					早期健全化 基準	財政再生 基準
	H23	H24	H25	H26	H27		
実質赤字比率	—	—	—	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	8.75	15
実質公債費比率	14.2 (32)	14.1 (32)	13.9 (28)	13.3 (30)	12.1 (32)	25	35
将来負担比率	276.2 (4)	263.3 (5)	250.1 (8)	237.1 (9)	224.9 (10)	400	

(注) 括弧内は比率の高い方からの全国順位

② 特例的県債を除く県債残高の縮減

○ 特例的県債を除く県債残高の縮減

公共投資の重点化・効率化などを図ることにより、県債の新規発行額を適切にコントロールし、特例的県債を除く県債残高を縮減します。

なお、経済状況の悪化などにより、国と歩調を合わせた経済対策等の実施が必要となる場合には柔軟に対応します。【財政課】

■ 特例的県債

地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債や、減収補填債（赤字債分）、減税補填債など、地方財政の収支不足分を補うために制度的に発行せざるを得ない県債。

■ 県債残高の推移

(単位：億円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県債残高	19,998	20,531	21,028	21,438	21,538	21,486
特例的県債を除く県債	13,861	13,581	13,280	12,976	12,642	12,268
特例的県債	6,137	6,950	7,748	8,462	8,896	9,218

(注) H27 までは決算額、H28 は当初予算額

③ プライマリーバランスの黒字維持

○ プライマリーバランスの黒字維持

県債残高を安定的に縮減させるためには、プライマリーバランスの黒字を毎年度維持する必要がありますが、今後の経済状況や国の財政状況等が悪化した場合の影響が懸念されることから、当面の間は、臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合のプライマリーバランスについて、黒字を維持します。

【財政課】

■ プライマリーバランス

現在の行政サービスに必要な歳出（過去の県債の元利償還金を除いた歳出）が、現在の世代が負担している歳入（県債・基金繰入金等を除いた県税収入などの歳入）で賄えているかどうかを示す財政収支。

■ 臨時財政対策債

国の地方財政計画上の収支不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を肩代わりして発行する県債。後年度の償還費については、全額地方交付税の算定に算入される。

■ プライマリーバランスの推移

(単位：億円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
プライマリーバランス	▲ 77	▲ 35	▲ 76	15	412	275
臨時債を交付税として算定	935	988	969	973	1,153	895
臨時財政対策債発行額	1,012	1,023	1,045	958	741	620

(注) H27 までは決算額、H28 は当初予算額

<数値目標>Ⅲ－1 財政健全化目標の設定

指標	現状値		目標値	
実質公債費比率	H27	12.1% (32位)	毎年度	全国中位以下を維持
特例的県債を除く県債残高	H27	12,642億円	毎年度	前年度以下に縮減
※国と歩調を合わせた経済対策等には柔軟に対応				
プライマリーバランス（臨時債を交付税として算定した場合）	H27	1,153億円	毎年度	黒字を維持

2 歳出改革

(1) 人件費の適正化

<現状及び取組方針>

人件費については、定員適正化の取組により全国でもトップクラスのスリムな体制を構築するとともに、退職手当の支給水準の引下げにより適正化を図ってきましたが、引き続き、簡素で効率的な執行体制の整備を進めることが求められています。

このため、今後も、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、適正な定員管理を行っていくとともに、職員給与等の見直しを進め、人件費の適正化を図ります。

① 適正な定員管理

○ 一般行政部門の定員管理

一般行政部門については、これまで築いてきたスリムな人員体制を基本とします。併せて、簡素で効率的な執行体制の整備を進めていきます。また、体制整備に当たっては、組織再編や事務事業の再構築などにより個々の分野に係る職員配置数を見直すとともに、緊急性・重要性の高い行政需要への対応のため職員を再配置します。

【人事課】(再掲)

○ 年齢構成の不均衡是正等と社会人採用の実施

他の年齢層に比べて職員数が少ない若年層職員(20歳代～30歳代前半)において、現行より採用者数を増やし、年齢構成の不均衡是正を図るとともに、組織の活性化を図るため、社会人採用を実施します。

【人事課】(再掲)

○ 臨時的な行政需要の増加に対する任期付職員等の活用

イベントの開催等臨時的な行政需要の増加に対しては、任期付職員等を活用すること等により、任期の定めのない職員の採用を抑制し人件費の適正化や職員の年齢構成の均衡に配慮するとともに、適正な職員配置を行います。

【人事課】(再掲)

○ 学校の教職員の定員管理

学校の教職員については、法令等による配置基準に基づき、児童・生徒数の増減や国の少人数学級の推進などに伴う学級数の増減、公立小・中学校の統合や県立学校の再編整備の進捗などを踏まえた配置を行うとともに、計画的な採用に併せて適正な臨時的任用職員の配置を進めます。

【教育庁】(再掲)

○ 警察官の定員管理

警察官については、法令等による配置基準に基づき、治安情勢を踏まえた適正な人員配置を行います。

【警察本部】(再掲)

○ 学校以外の教育部門、警察部門(警察官を除く)及び公営企業等会計部門の定員管理

学校以外の教育部門、警察部門(警察官を除く)及び公営企業会計部門については、一般行政部門と同様、簡素で効率的な執行体制の整備を進めるため、現行の人員体制を基本とした適正な人員配置を行います。

【人事課, 企業局, 病院局, 教育庁, 警察本部】(再掲)

② 職員給与等の適正化・見直し

○ 職員給与等の適正な管理

国や他団体の状況、民間給与の状況等を踏まえ、職員給与等の適正な管理を進めます。

【人事課】

○ 高齢層の給与制度のあり方検討

年金支給開始年齢の引上げに伴う職員の雇用と年金の接続を適切に推進するため、国の動向を踏まえ、高齢層の給与制度のあり方について検討します。

【人事課】

③ 退職者数の高止まりに伴う退職手当への対応

○ 退職手当債の適切な活用

各年度の財源確保の状況などを勘案しながら、退職手当債の適切な活用を努めます。

【財政課】

＜数値目標＞Ⅲ－２－(1) 人件費の適正化						
指標	現状値		目標値			
一般行政部門職員数 【再掲】	H28	4,741 人 第6次大綱の H28 目標値 4,743 人	H33	現状程度を維持		
※H28 は、退職者の増等を補うため採用した任期付職員等 29 人を含む。						
学校以外の教育部門職員数 【再掲】	H28	475 人 第6次大綱の H28 目標値 479 人				
警察官以外の警察部門職員数 【再掲】	H28	536 人 第6次大綱の H28 目標値 537 人				
公営企業等会計・大学部門職員数 (医療従事者を除く) 【再掲】	H28	595 人				

(2) 資金管理の効率化等

<現状及び取組方針>

日銀の金融緩和政策の影響等による低金利環境の中、資金調達コストが低下する一方で、運用益の確保が困難な状況にあります。

このため、引き続き、合理的な資金管理を徹底するとともに、資金調達手法・資金運用手法の多様化を進めるなど、資金管理の効率化等に努めます。

① 合理的な資金管理、資金運用の効率化・多様化

○ 全庁的な資金管理方針による合理的な資金管理の徹底

毎年度、全庁的な資金管理方針を策定し、資金水準の正確な算出のもと、歳計現金等の効率的な運用や一時借入金利子の抑制を図るなど、合理的な資金管理を徹底します。

【財政課】

○ 運用可能期間に応じた安全かつ効率的な資金運用

運用可能期間に応じて定期性預金等による短期運用と債券による長期運用を組み合わせ、安全かつ効率的な資金運用を図ります。

【財政課】

○ 資金運用手法の多様化検討

預金枠及び預金先の拡大等、安全性の確保を考慮しながら資金運用手法の多様化を検討します。

【財政課】

■ 預金枠

ペイオフ対策（預金預け先が破綻した場合、預金保険制度に基づき保護されるのは元本1,000万円までとその利息に限られる）として、預金預け先破綻時に預金（債券）と県債（債務）とを相殺できるよう、原則として各金融機関に対して証書方式で借入した県債残高を預金枠としている。なお、平成27年度の資金運用においては預金枠を持つ県内の金融機関のみを預金先としている。

② 金利負担の軽減、金利変動リスクの回避

○ 県債の発行年限バランスの最適化

超長期債の活用などにより、発行年限のバランスの最適化に努め、金利変動リスクの回避と併せ、将来にわたる金利負担の抑制を図ります。

【財政課】

○ 市場関係者説明会の開催による市場評価の向上

本県の財政状況や行財政改革への取組状況等について市場関係者を対象とした説明会を開催し、本県債の市場での評価を高めることにより、円滑な資金調達を図ります。

【財政課】

③ 多様な県債の発行

○ 多様な県債の発行

急激な市場環境の変化に対応できるよう、全国型市場公募債、住民参加型市場公募債やシンジケートローンなど様々な手法により発行を行うとともに、発行年限や償還方式の多様化を図るなど、市場の動向等を勘案しながら資金調達手法の多様化を進めます。

【財政課】

(3) 公共投資の重点化・効率化等

<現状及び取組方針>

公共投資については、危機的な財政状況の下で、これまで縮減と重点化を図ってきたところではありますが、公共施設の老朽化が進む中、今後施設の安全性を確保しながら、その維持や更新を進めていくことが大きな課題となってきました。

このため、地域経済や県民生活などに与える影響に配慮しつつ、公共施設の資産総量の適正化や施設の長寿命化に取り組むなど、公共投資の重点化・効率化等を図ります。

① 公共投資の重点化・効率化等

○ 公共投資の重点化・効率化

公共投資については、地域経済や県民生活などに与える影響に配慮しつつ、国の公共投資予算や地方財政計画の状況を踏まえ、その重点化・効率化を図ります。

【財政課，関係各課】

○ 施設の集約化等による資産総量の適正化

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定にあたっては、人口動態や社会情勢を踏まえ、施設の適正な規模・機能等を検討し、施設の集約化等による資産総量の適正化に取り組みます。

【管財課，財政課，関係各課】

○ 大規模建設事業の計画的対応

総事業費5億円以上の大規模な県有施設の新設等（大規模建設事業）については、必要性や効果等を十分検証したうえで、公共施設等総合管理計画を踏まえた計画的な対応を行います。

【財政課，関係各課】

○ 入札・契約制度の適切な実施

入札・契約制度については、客観性・透明性・競争性を確保しつつ、工事の特性・規模等を踏まえた適切な入札・契約を実施します。

【土木部，農林水産部】

○ 「公共事業等事前評価」の実施・公表

事業採択前の企画・設計段階でその必要性や効果等を事前に評価・把握する「公共事業等事前評価」を実施し、その結果を公表することにより行政の透明性の確保や説明責任の向上を図ります。さらに、「公共事業再評価」による事業の休止又は中止を含めた見直しを行います。

【政策審議室】

② 公共施設等の効率的・計画的な維持管理

○ 公共施設等総合管理計画に基づく効率的・計画的な維持管理・更新

公共施設の安全性を確保しながら、施設の利用等のサービスが長期間・持続的に提供できるよう長寿命化を推進するため、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき施設類型毎に個別施設計画を策定し、効率的・計画的な維持管理・更新等に取り組みます。

【管財課，検査指導課，営繕課，財政課，関係各課】

○ 民間活力導入の一層の推進

「民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、「民間にできることは民間に」の考えのもと、適切な行政サービスを確保しながら、民間委託、指定管理者制度、PFI等の民間活力の導入をより一層推進します。

【人事課，管財課，行革・分権室，財政課，関係各課】（再掲）

○ 庁舎管理に係る業務委託の見直し

庁舎管理に係る業務委託について、発注の内容や積算基準の見直しにより、より適正な業務の執行に努めます。

【管財課，関係各課】

○ エネルギー効率の高い機器の採用

施設及び設備の更新にあたっては、よりエネルギー効率の高い機器の採用を図り、省エネルギーを推進します。

【管財課】

○ 一般職員住宅・教職員住宅の計画的再編（廃止）

老朽化の進む一般職員住宅及び教職員住宅を計画的に再編（廃止）して、維持管理経費を削減するとともに、職員住宅跡地の処分により歳入増を図ります。

【財政課，管財課，総務事務センター，福利厚生課】

＜数値目標＞Ⅲ－２－(3) 公共投資の重点化・効率化等				
指標	現状値		目標値	
公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定割合	H27	46.1%	H32	100%

(4) 事務事業の見直し

<現状及び取組方針>

限られた財源の中で、複雑化・多様化する行政ニーズに迅速・適切に対応していくためには、事務事業の内容や手法について常に検証し、見直していく必要があります。

このため、すべての事務事業について点検を行い、スクラップ・アンド・ビルドや見直しを進めることにより、重要な課題に財源を重点配分できるようにします。

① 事務事業再構築の推進

○ スクラップ・アンド・ビルドや事業の見直し

すべての事業について、事業の必要性や事業手法の妥当性について点検するとともに、事業の効果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドや事業の見直しに取り組みます。また、見直しの手法についても随時検証し、効果的な見直しに取り組みます。

【財政課，全課所】（再掲）

○ 複数年での見直し

短期間での見直しが困難な事務事業についても、関係機関・団体との調整を継続的に進めるなど、複数年での見直しに取り組みます。

【財政課，全課所】（再掲）

○ 官民や県・市町村の役割分担の見直し

県が担うべき役割に関する判断基準を検討するとともに、官民や県・市町村の役割分担の見直しによる事務事業の見直しを推進します。

【行革・分権室，人事課，財政課，全課所】（再掲）

② 補助金等の見直し

○ 補助金・貸付金の適正化

補助金の補助対象・補助率や、貸付金の貸付対象・執行時期を点検するなど、補助金・貸付金の適正化を推進します。

【財政課，関係各課】

(5) 公営企業会計・特別会計の見直し

<現状及び取組方針>

公営企業会計及び特別会計で実施している地方公営企業等については、経営状況が悪化すると将来的に一般会計の負担増等につながります。

このため、経営の健全化を推進するとともに、独立採算性の観点から一般会計からの繰出金の見直しを行うなど、公営企業会計・特別会計の見直しに努めます。

① 公営企業会計・特別会計の経営健全化の推進

○ 改革工程表の進行管理の徹底

各精査会計・準精査会計の経営の健全化を推進するため、改革工程表の進行管理を徹底します。

【財政課，関係各課】

■ 精査会計，準精査会計

平成 26 年設置の県議会県出資団体等調査特別委員会において、県財政に与える影響が大きい会計として選定された都市計画事業土地地区画整理事業特別会計など 5 会計。

○ 各会計が所管する県所有の分譲対象用地の早期処分

各会計で所管している県所有の分譲等対象用地については、「県有地等処分・管理対策本部」のもと、早期処分を図るとともに、その処分状況等を公表します。

【政策審議室，財政課，関係各課】

○ 一般会計繰出金の繰出額の妥当性検証

総務省が示す地方公営企業繰出金の基準に基づき支出する一般会計からの繰出金についても、繰出額の妥当性について、随時検証します。

【財政課，関係各課】

○ その他繰出金の効果的な見直し

その他の繰出金については、事業の効率化や経費の徹底した見直し、受益者負担の適正化により、効果的な見直しに取り組みます。

【財政課，関係各課】

② 特別会計の見直し

○ 特別会計の休止・廃止

所期の目的が薄れたものや、一般会計での取扱いが可能な会計については、休止または廃止します。

【財政課，関係各課】

③ 個別会計の見直し

○ 精査会計，準精査会計の個別の改革推進

精査会計，準精査会計については、今後の事業のあり方や新たな課題等への対応を検討し、改革を確実に進めます。

【財政課，関係各課】

<精査会計>

鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計 【事業推進課】 ○ 事業の進捗状況や保有土地の処分状況等を踏まえ、収束に向け、地元市をはじめとする関係機関との協議を進めます。
都市計画事業土地区画整理事業特別会計（T X沿線開発，阿見吉原地区） 【つくば地域振興課，都市整備課】 ○ 整備計画の見直しなどによる事業費総額の縮減及び事業用定期借地権制度の活用や住宅事業者等との共同分譲，民間卸などによる保有土地の早期処分に取り組みとともに，金利負担相当額を一般会計から繰り入れるなどの将来負担対策を計画的に講じ，会計の健全化を図ります。
病院事業会計 【病院局】 ○ 病院事業会計については，地方公営企業法の全部適用のもと，抜本的な経営改善に努め，政策医療を担いつつ，一般会計からの繰出金を抑制します。 ○ 「茨城県病院事業中期計画（平成26～29年度）」に基づき，県民に信頼される安全・安心な医療提供に努めるとともに，収益確保対策，経費節減対策，未収金対策など，病院機能の強化，経営改善に取り組みます。

<準精査会計>

県立医療大学付属病院特別会計 【厚生総務課】 ○ 病床利用率の向上やリハビリテーション医療の充実，地域連携の強化等により収入を確保するとともに，経費節減に努め収支の改善を図ります。
港湾事業特別会計 【港湾課】 ○ 機能施設整備事業については，ポートセールスや企業誘致により寄港船舶等を増加させ，港湾施設使用料の増収を図ります。 ○ 整備事業の重点化を図り，新たな起債を抑制するとともに，資本費平準化債等を活用することにより，一般会計からの繰出金を抑制します。 ○ 臨海部土地造成事業については，繰出金の将来的な負担増を招かないよう，造成用地の早期売却等を進めます。

＜数値目標＞Ⅲ－２－(5) 公営企業会計・特別会計の見直し				
指標	現状値		目標値	
改革工程表に掲げた土地処分面積	H24 ～27	69.3ha (平均)	毎年度	70ha程度

3 歳入の確保

<現状及び取組方針>

持続可能で健全な財政運営を確立するためには、歳出改革と合わせて、安定的な歳入の確保が必要不可欠です。

このため、産業振興や企業立地促進により税源の涵養を図るとともに、県税滞納額の縮減や徴収率の向上、課税自主権の活用などにより県税収入の確保に努めるとともに、行政財産を活用した収入など多様な手法による自主財源の確保を図ります。

① 県税収入の増加に向けた税源の涵養

○ 産業振興や企業立地促進による税源の涵養

最先端の科学技術，日本有数の産業集積，豊富な農産物などの本県の有する優れた地域資源を活かした産業の振興や，陸・海・空の広域交通ネットワーク整備，東京からの近接性，優遇措置などの立地優位性を活かした企業立地の促進により，県内経済を活性化し，税源の涵養を図ります。

【政策審議室，企画部，商工労働観光部，農林水産部】

② 県税滞納額の縮減，課税の適正化

○ 徴収率低位団体等へのきめ細かな助言，徴税体制の支援（個人県民税）

個人県民税については，滞納額全体の約7割を占めていることから，徴税力強化に向けた専門家からの助言及びその実施状況の継続的な確認・検証など，徴収率低位団体等へのよりきめ細かな助言を実施するとともに，県税務職員の相互交流・派遣などを通じ，市町村の徴税体制を支援します。

また，特別徴収制度を一層推進することなどにより現年分の滞納額の縮減を図りながら，茨城租税債権管理機構との連携強化や合同滞納整理のさらなる活用など滞納繰越分対策を推進します。

【税務課，市町村課】

■ 特別徴収制度

給与支払者（事業主）が，所得税の源泉徴収と同じように，給与受給者（納税義務者）に代わり，毎月の給与から個人住民税（個人県民税＋個人市町村民税）を差し引いて（給与天引きし）納入する制度。

○ 納期内納付の推進，徹底した滞納整理（自動車税）

自動車税については，滞納の未然防止のため，街頭キャンペーンや企業訪問など，納期内納付を推進してまいります。また，滞納事案に対しては，効果的な文書催告の実施や，タイヤロック・ミラーズロックによる自動車差押など，徹底した滞納整理を実施します。

【税務課】

○ 不動産取得後の速やかな課税，滞納事案への早期催告等（不動産取得税）

不動産取得税については，不動産取得後の速やかな課税を推進することとし，滞納事案に対しては，早期催告及び早期差押の徹底を図ります。

【税務課】

○ **現年課税分の滞納整理の早期着手，財産調査の徹底等（全税目共通）**

全税目に共通する対策としては，現年課税分の滞納整理の早期着手，搜索等による財産調査の徹底，インターネット公売による換価処分を推進するとともに，コンビニ納付の普及等による納期内納付の促進や，納税意識の高揚に向けたPRの実施による自主納税の促進に取り組みます。

【税務課】

③ 課税自主権の活用

○ **森林湖沼環境税の課税期間終了後の取扱い検討**

平成 29 年度で課税期間が終了する森林湖沼環境税について，事業実施による効果の検証を行うとともに，その検証結果をもとに広く県民の意見を伺うなどして，今後の取扱いを検討します。

【税務課，林政課，環境対策課】

○ **核燃料等取扱税の課税期間終了後の取扱い検討**

平成 30 年度で課税期間が終了する核燃料等取扱税について，今後の取扱いを検討します。

【税務課】

○ **法人県民税超過課税の課税期間終了後の取扱い検討**

平成 32 年度に実施期間が終了する法人県民税の超過課税について，今後の取扱いを検討します。

【税務課】

○ **独自課税の可能性研究**

行政課題に対応した本県にふさわしい独自課税の可能性について，研究を進めます。

【税務課】

④ 受益者負担の適正化

○ **使用料・手数料の水準の適正化**

使用料・手数料については，定期的にコスト計算の見直しを実施し，適正な水準に見直します。

【財政課，関係各課】

⑤ 広告収入等の確保

○ **有料広告収入のさらなる確保**

有料広告収入については，県広報紙「ひばり」，県及び県教育委員会ホームページ，給与支給通知書参照画面への広告掲載を拡大していくほか，庁舎等をさらに有効に広告媒体として活用するなど，さらなる確保を図ります。

【広報広聴課，教育庁総務課，総務事務センター，管財課，関係各課】

○ **ネーミングライツの導入**

ネーミングライツについて，広告効果が期待できる県有施設等への導入を進めます。その際には，企業等からの提案により，施設の一部等への導入も図ります。

【管財課，関係各課】

○ 「大好きいばらき応援寄附金」(ふるさと納税)の広報・募集活動推進

本県出身の県外在住者などから寄附を通じて本県が行っている施策を応援していただけるよう、「大好きいばらき応援寄附金」(ふるさと納税)の広報・募集活動を推進します。

【税務課, 関係各課】

⑥ 県有財産の有効活用

○ 県が保有する未利用施設・土地の有効活用・処分

県が保有する未利用施設・土地については、施設アセスメントの実施等により的確な把握に努めるとともに、庁内他部局や地元市町村における有効活用を図ります。そのうえで、今後も活用が見込めない未利用施設・土地については、一般競争入札により処分することを基本として、県民等に対し積極的に情報提供を行い、売却を進めます。また、庁舎内及び敷地の空きスペースの有効な利活用方法などを検討します。

【管財課】

○ 知的財産権の総合的な管理・活用

県立試験研究機関等における知的財産権の取得推進と、PR等による権利の利活用の促進を図るとともに、維持コストを踏まえた知的財産権の総合的な管理・活用を進めます。

【科学技術振興課, 関係各課】

⑦ 税外収入未済額の縮減

○ 未収債権対策連絡会議を中心として全庁を挙げた取組

収入未済額の縮減とその発生防止に向け、未収債権対策連絡会議を中心に、担当職員の研修会の実施や個別事案に係る専門家等との相談機会の確保を図るなど、全庁を挙げた取組を推進します。

【行革・分権室, 関係各課】

○ 法的措置も含めた効果的・効率的な回収方策の実施

悪質な滞納者に対する法的措置を含めた強硬手段を辞さない態度での回収を進めるとともに、支払督促制度や、債権回収業者等外部専門家の活用を図るなど、効果的・効率的な回収方策の実施を一層推進します。

【行革・分権室, 関係各課】

○ 回収困難な債権の権利放棄等

「時効期間を経過した債権(私債権)に係る権利の放棄の基準」に該当する回収困難な債権については、不要な管理コストの発生・拡大防止等の面から権利放棄の手続きや不納欠損等の適切な管理を行います。

【行革・分権室, 関係各課】

⑧ 合理的な資金管理, 資金運用の効率化・多様化

○ 全庁的な資金管理方針による合理的な資金管理の徹底

毎年度、全庁的な資金管理方針を策定し、資金水準の正確な算出のもと、歳計現金等の効率的な運用や一時借入金利子の抑制を図るなど、合理的な資金管理を徹底します。

【財政課】(再掲)

○ 運用可能期間に応じた安全かつ効率的な資金運用

運用可能期間に応じて定期性預金等による短期運用と債券による長期運用を組み合わせ、安全かつ効率的な資金運用を図ります。

【財政課】(再掲)

○ 資金運用手法の多様化検討

預金枠及び預金先の拡大等、安全性の確保を考慮しながら資金運用手法の多様化を検討します。

【財政課】(再掲)

＜数値目標＞Ⅲ－３ 歳入の確保				
指標	現状値		目標値	
工場立地件数（電気業を除く）	H22～26	43件 (平均)	H32	50件
工場立地面積（電気業を除く）	H22～26	108ha (平均)	H32	110ha
県税徴収率	H27	97.7%	H33	98.4%
有料広告収入額	H23～27	1.2億円 (累計)	H33	1.5億円 (累計)
県有未利用地の売却金額 (旧畜産試験場を除く)	H24～27	18.3億円 (累計)	H33	15億円 (累計)
過年度分税外未収金の回収額	H27	3.8億円	H33	20億円 (累計)

4 予算編成・予算執行の見直し

<現状及び取組方針>

複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、限られた財源を有効に活用して、重要な政策課題に取り組んでいく必要があります。

このため、財源の重点配分ができるよう、予算編成面・予算執行面での改革を進めます。

また、統一的な基準による地方公会計を導入し、財政状況や資産状況の効果的な分析を行うとともに、県民に分かりやすい資料により財政状況の「見える化」を進めます。

① 予算編成における施策の重点化

○ 予算編成における施策の重点化

県の重要政策を推進する新たな事業要求のための特別枠を設定するとともに、新規事業要求の際には既存事業の削減を要件とするなど、事業の見直しを図りながら、限られた財源の重点配分による施策の重点化を目指します。

【財政課】

② 予算執行における節約の奨励

○ 節約額のうち一定額を翌年度に活用できる仕組みの実施

職員のコスト意識を高めるため、創意工夫により予算執行額を節約した場合には、節約額のうちの一定額を翌年度に活用できる仕組みの実施により、節約を奨励します。

【財政課】

③ 財政状況の見える化の推進

○ 「財政収支見直し」の作成と毎年度見直し

計画的な改革の推進のため、大綱推進期間中の「財政収支見直し」を作成し、県税収入の動向や地方税財政制度の改正の状況等を踏まえて、毎年度見直しを行います。

【財政課】

○ 予算・決算等の分かりやすい広報

予算・決算等について、インターネットや県の広報紙など幅広い媒体を活用し、県民に分かりやすい広報を行います。

【財政課】

④ 統一的な基準による地方公会計の導入と活用

○ 平成 28 年度決算からの統一的な基準による地方公会計の導入

統一的な基準による地方公会計について、平成 28 年度決算から導入します。

【財政課】

○ 県民に分かりやすい資料の作成・公表

財務 4 表（貸借対照表，行政コスト計算書，純資産変動計算書，資金収支計算書）等を作成し、県民に分かりやすい形で公表します。

【財政課】

○ 効果的な分析方法の検討

財政状況や資産状況について、施設別のコスト状況や資産の老朽化状況など、公会計を活用した効果的な分析方法について検討します。

【財政課】

5 地方税財源の確保・充実等に向けた国への提案強化

<現状及び取組方針>

持続可能で健全な財政構造の確立に向けて、前述のとおり可能な限りの行革努力を行っていきますが、地方財政運営は、税財政を含む国の制度の影響を大きく受けることから、県自らの取組のみならず、国制度の充実が不可欠です。

このため、地方税財源の確保・充実等に向けた国への提案・要望を強化します。

○ 地方交付税の総額確保

地方財政の収支不足を解消し、安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税率の引上げを含めた見直しや臨時財政対策債制度の廃止を国に要望します。

【財政課】

○ 安定的な地方税体系の構築

地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めることを国に要望します。

【財政課，税務課】

○ 社会保障関係費の安定した財源配分

今後とも増大する社会保障関係費の安定的な財源を確保し、社会保障全体を持続可能なものとするため、地方への安定した財源配分を確実に行うよう国に要望します。

【財政課】

○ 国庫補助負担金の見直し

国と地方の役割分担を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた議論を加速化させるよう国に要望します。

【財政課】

○ 直轄事業負担金制度の廃止

直轄事業負担金制度については、国において検討が進んでいないことから、制度の廃止時期を明確化するとともに、廃止に向けた取組を確実に進めるよう国に要望します。

【行革・分権室，財政課】

改革項目Ⅳ 出資団体改革・連携の推進

出資団体については、抜本的な見直しの視点に立って、指導対象出資団体数や派遣県職員数の削減などに全力をあげて取り組んできたところです。

引き続き、出資団体改革を着実に推進するとともに、公共性と企業性を併せ持つ出資団体の長所を踏まえ、出資団体との連携を推進します。

1 出資団体のあり方の見直し

<現状及び取組方針>

出資団体のあり方の抜本的な見直しや経営の健全化などについては、県議会「県出資団体等調査特別委員会」（平成 22 年 9 月、平成 26 年 11 月）からの提言や「県出資法人の将来方向についての基本方針」（平成 22 年 6 月）を踏まえ、第 6 次行財政改革大綱に数値目標を掲げて取り組んできたところです。

しかしながら、出資団体数の削減など未達成項目もあることから、出資団体改革が確実なものとなるよう、引き続き全力をあげて取り組みます。

○ 具体的な時期を明示した「廃止」「自立化・民営化」

「廃止」及び「自立化・民営化」とした法人については、具体的な時期を明示し、スピード感を持って取り組みます。

【出資団体指導室、関係各課】

○ 「存続」とした法人のゼロベースでの見直し

「存続」とした法人については、民間・NPOの活動領域が広がっていることを踏まえ、社会的・公益的な必要性、効率的な運営のあり方等の見地から、ゼロベースで見直しを行います。

【出資団体指導室、関係各課】

<数値目標>Ⅳ－1 出資団体のあり方の見直し

指標	現状値		目標値	
出資団体数	H28	37 団体	H33	2 団体以上削減 (最終目標 H40 頃：30 団体)

2 経営健全化の推進

<現状及び取組方針>

財政の健全化を出資団体改革の根本に据えて、経営支援補助金等の財政的支援や事業運営に関する指導監督などにより、出資団体の経営状況は、着実に改善が図られています。

引き続き、経営評価による指導や改革工程表の進行管理の徹底等を図ることにより、出資団体の経営の健全化を推進します。また、経営の健全化に資するため、法人情報について県民にわかりやすく公開します。

① 経営改革の推進

○ 経営評価制度による指導等

経営評価制度により法人の課題等を明確にし、必要な指導を行うなど、法人の経営健全化に取り組みます。

【出資団体指導室、関係各課】

○ 改革工程表の進行管理の徹底

経営改善を確実に進めるため、改革工程表の進行管理を徹底します。

【出資団体指導室、関係各課】

○ 精査団体の経営改革の推進

県財政への影響等が大きい「重点的な取り組みを行う法人」（精査団体）については、県の将来負担等を念頭におきながら経営改革を進め、低価法の適用による損失が生じた場合には、先送りすることなく適切に処理します。

【出資団体指導室、関係各課】

○ 開発公社への指導の徹底

開発公社については、経営改革に関する方針を定めた改革プラン（平成 21 年 10 月策定・平成 26 年 3 月一部改定）に基づき経営支援を行い、支援策実施後には自立化できるよう、開発公社への指導を徹底します。また、その取組状況については、「経営改善専門委員会」の点検評価を受け確実な改革を進めます。

【出資団体指導室、事業推進課】

○ 出資団体が保有する土地の早期処分

出資団体が保有する土地については、「県有地等処分・管理対策本部」のもと、早期処分を図るとともに、その処分状況等を公表します。

【政策審議室、出資団体指導室、財政課、関係各課】

○ 出資団体の職員数の削減等

業務の見直し等により職員数の削減に努めるとともに、新たな業務については、既存事業の見直しや事務処理方法の改善などにより、対応します。

【出資団体指導室、人事課、関係各課】

○ 人事評価を給与等に反映する制度の導入促進

組織の活性化を図るため、職員の業績が適正に反映されるよう、人事評価を給与等に反映する制度の導入を促進します。

【出資団体指導室、人事課、関係各課】

○ 指定管理者となっている法人への指導

「公の施設」の指定管理者となっている法人については、法人の特性を活かしながら、管理コストの低減や組織のスリム化、さらには企画力やサービスの質の向上など民間に負けない経営体質の改善に努めるよう指導します。

【出資団体指導室，関係各課】

② 経営責任の明確化

○ 経営者の職務権限や責任の明確化等

経営者の職務権限や責任について明確化を図るとともに、代表者が非常勤の法人に対しては、可能な限り常勤化を促進し、意思決定の自立化・迅速化に取り組めます。

【出資団体指導室，関係各課】

○ 業務に精通した民間人の登用

民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化等を図る観点から、業務に精通した民間人を登用するとともに、理事長など役員への民間人の登用も検討します。

【出資団体指導室，関係各課】

○ 職員の能力開発による内部登用の拡大

法人組織の効率化の観点から、職員の能力開発を一層推進し、内部登用を拡大します。

【出資団体指導室，関係各課】

○ 自立的経営に向けた独自の人材確保

効率的な運営及び健全な財務状況を確保し得る法人にあつては、その自立的経営を促進するため、独自の人材確保に取り組めます。

【出資団体指導室，関係各課】

○ 「改革遂行責任者」による改革推進に向けた指導

精査団体及び準精査団体については、改革工程表に明記された「改革遂行責任者」が確実に改革を進めるよう指導します。

【出資団体指導室】

③ 情報公開の推進

○ 毎年度の経営評価結果の公表等

毎年度の経営評価結果を公表するとともに、県と法人との随意契約や指定管理の状況などを公表します。また、法人情報の提供方法等については、必要に応じて見直しを行います。

【出資団体指導室】

＜数値目標＞Ⅳ－２ 経営健全化の推進				
指標	現状値		目標値	
経営評価「概ね良好」法人比率	H27	65%	H33	80%

3 県関与の見直し

<現状及び取組方針>

第6次行財政改革大綱に掲げた目標値達成に向けて出資団体に対する県派遣職員数の削減や補助金・委託料等の合計額の削減については、着実に改善が図られてきました。

出資団体による自立的な経営が推進できるよう、引き続き県の人的及び財政的関与の適正化を図ります。

① 人的関与の見直し

○ 県職員派遣の縮減

県職員の派遣については、県と法人との役割分担や法人の自立的経営を促進する観点から縮減を進めます。

【出資団体指導室，人事課】

○ 知事・副知事の法人代表兼職の見直し

自立的で責任ある経営体制の確立を図る観点から、知事・副知事の法人代表兼職については、事業内容等により、県として積極的に関与する必要がある法人を除き解消します。

【出資団体指導室，関係各課】

○ 県退職者の常勤役員への就任の見直し

県退職者の常勤役員への就任については、法人の要請を踏まえつつ、その知識や経験が業務遂行上特に必要とされる場合に限定します。

【出資団体指導室，人事課】

② 財政的関与の見直し

○ 補助金・委託料等の抑制

補助金・委託料等については、事業の必要性、妥当性及び効果等の観点から抑制を図ります。

【出資団体指導室，財政課】

○ 資金調達に係る損失補償等の限度額の抑制

出資団体の資金調達に係る金融機関に対する損失補償等について、限度額の抑制を図ります。

【財政課】

<数値目標>Ⅳ－3 県関与の見直し

指標	現状値		目標値	
派遣職員数	H28	121人	H33	110人
補助金・委託料の合計額	H27	120億円 第6次大綱の H28目標値 150億円程度	毎年度	引き続き 150億円以下 に抑制

4 出資団体との連携

<現状及び取組方針>

人口減少や少子高齢化、インフラの老朽化等をはじめとする現下の社会情勢においては、産業振興や雇用の確保、地域活性化、公共性・公益性が高い事業の効率的な実施が強く期待されています。

これらの課題に対応していく上で、公共性と企業性を併せ持つ出資団体は、有効な手法となる場合があることから、県の施策と連携した事業の計画的推進を図ります。

○ 県が策定する計画への出資団体の役割の位置付け

県が策定する各種の部門別計画において、出資団体の役割を明確に位置付け、出資団体との連携を図ります。

【出資団体指導室，関係各課】

○ 出資団体が策定する計画への県の施策の位置付け

出資団体が策定する中長期経営計画等において、県の主要施策や重要政策が反映されるよう調整します。

【出資団体指導室，関係各課】

○ 県と出資団体の意見交換の場の設置

出資団体が県と連携し、期待された役割をより果たすことができるよう、県の各部局や他の出資団体との連携・協力体制を構築するとともに、出資団体が提案する事業等について、相互に意見交換ができる場を設けます。

【出資団体指導室，関係各課】

5 個別法人の推進事項

<現状及び取組方針>

県議会「県出資団体等調査特別委員会」において精査・準精査団体に選定された法人については、県財政の健全化の観点から改革の取組が進められてきました。

引き続き、法人ごとの推進事項を定めて出資団体改革に取り組めます。

<精査団体>

（公財）茨城県開発公社

【事業推進課】

- 土地開発事業を基本とし、県の新たな財政負担が生じないように、緊張感を持った事業運営に努めます。また、蓄積したノウハウを活用して、県工業団地の受託事業や市町村が進める事業と一体となった産業用地の開発に取り組んでいきます。
- 県からの自立度を高め、自らの方針で自己責任により経営していきます。
- 分譲中のプロパー工業団地については、平成30年度までに完売します。県が事業承継した未造成の工業団地等については、利活用等が促進されるよう県に協力していきます。
- 福祉施設については、収益性や経済状況を勘案しながら、民間への譲渡も視野に入れて、適切かつ柔軟な経営に取り組めます。
- 茨城空港旅客ターミナルビルの運営については、就航路線やテナントの売り上げ等の状況を踏まえた精度の高い収支予測を前提とし、県による路線誘致等の支援や協力を得ながら収益力の向上に努めるとともに、将来的な運営形態について引き続き検討を行います。
- 開発公社ビルについては、新たなテナント探しに全力で取り組み、賃料収入の確保に努めるとともに、収益性や経済状況を勘案しながら、民間への譲渡も視野に入れて、適切な経営に取り組めます。

茨城県土地開発公社

【都市計画課】

- 平成32年度を目標とする保有土地の処分に県と公社が一体となって取り組みます。
- 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業は真に緊急性・必要性のある事業に限定するとともに、公社の役割を踏まえた将来的なあり方について検討していきます。
- 低価法により公社の財務状況を明らかにするとともに、保有土地の大半を占めるひたちなか地区については、市場価格を反映した適正な売却価格等の設定、企業ニーズを踏まえた事業用定期借地や区画の分割等の公募条件の柔軟な見直しなどにより売却等を進めます。

鹿島都市開発（株）

【事業推進課】

- 中期経営計画に基づき、全社一丸となった営業強化による売上の拡大や経費節減などを図り、収益を確保し債務超過の計画的な解消に努めます。
- 新館建設に係る県からの借入金について、着実な償還に努めます。

- 宿泊・宴会・レストラン等のホテル利用者を確保するため、新たな顧客の獲得や地域のニーズに対応した、きめ細かい商品づくりや情報発信などの販売強化に努めます。
- ホテル部門の経営の安定化を図るため、専門会社のノウハウ活用も含め、経営のあり方等について、将来を見据えた検討を行います。

(社福) 茨城県社会福祉事業団

【障害福祉課】

- 中期経営計画(平成 26 年度～30 年度)に基づき、人件費の削減等による経営の効率化を図り、自主・自立した運営に努めます。
- 県立あすなろの郷については、利用者の重度化・高齢化や、施設の老朽化などの課題を踏まえ、建て替えを前提に役割や機能、適正規模等について検討を進めます。

(公財) 茨城県教育財団

【教育庁総務課】

- 歴史館(公文書館の機能を含む)の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業を重点化する団体として位置付け、引き続き組織のスリム化や派遣職員の削減に努めます。
- 自立的な団体運営が可能な組織・事業体制へ移行するため、退職教員の活用や専門的な知識や経験を有するプロパー職員を採用するなどして、計画的に必要な最低限の県派遣職員数にするとともに、事務の効率化を図り、積極的な経費削減に努めます。
- 生涯学習センターや青少年教育施設の指定管理者の選定に際しては、施設の設置目的に沿った運営能力を有する民間団体の参入を促進します。
- 生涯学習センターについては、地域の特性や学習環境に応じた事業内容などそのあり方を検討します。

<準精査団体>

(公社) 茨城県農林振興公社

【農業経営課】

- 事業の必要性・効果の検証を常に実施し、社会情勢等の変化に対応すべく、効率的な業務執行体制の構築と健全で持続可能な経営に努めます。

茨城県道路公社

【道路維持課】

- 収益性の低い5路線が残り急速な経営の悪化が危惧されることから、毎年度経営シミュレーションを実施し経営に反映させていくとともに、PR強化や共通回数券の販売促進による、利用者の増加に努め経営改善を図ります。

(公財) 茨城県看護教育財団

【医療対策課】

- 運営改善アクションプランに基づき、運営の改善に取り組みます。
- 本県の人口比看護職員数は低位にあることから、地域に貢献できる質の高い看護師の養成に努めます。

参考資料

目次

- ・ 策定経過
- ・ 行財政改革推進懇談会委員名簿
- ・ 平成 27 年度県政世論調査結果（行財政改革部分抜粋）
- ・ 職員アンケート結果
- ・ 庁内ワーキングチーム検討結果
- ・ 平成 33 年度までの財政収支見通し
- ・ 主な保有土地の処分計画
- ・ 出資団体の概要
- ・ 数値目標一覧

第7次茨城県行財政改革大綱策定経過

年月日	会議等	内容
平成27年 7月25日 ～8月5日	平成27年度県政世論調査	県が行財政改革の取組について
平成28年 4月25日 ～5月20日	職員アンケート	課題に対する改善アイデア等
4月28日	行財政改革推進本部幹事会①	策定方針等検討
5月19日	行財政改革推進懇談会①	課題整理, 策定方針等検討
5月26日	行財政改革推進本部会議①	策定方針等決定
5月27日	庁内ワーキングチーム会議①	職員アンケート結果の分析
6月15日	県議会総務企画委員会	策定方針等報告
6月23日	庁内ワーキングチーム会議②	課題改善方策検討
7月8日	行財政改革推進懇談会②	改革の方向検討
7月20日	庁内ワーキングチーム会議③	課題改善方策検討
7月28日	行財政改革推進懇談会③	改革の方向検討
8月4日	庁内ワーキングチーム会議④	課題改善方策検討
8月24日	行財政改革推進懇談会④	推進内容検討
11月11日	行財政改革推進本部幹事会②	中間とりまとめ検討
11月17日	行財政改革推進懇談会⑤	中間とりまとめ検討
11月21日	行財政改革推進本部会議②	中間とりまとめ決定
12月12日	県議会総務企画委員会	中間とりまとめ報告
12月13日 平成29年 ～1月11日	パブリックコメント	中間とりまとめに対する意見
1月13日	庁内ワーキングチーム会議⑤	課題改善方策検討, 最終案検討
1月26日	行財政改革推進懇談会⑥	数値目標等検討
2月15日	行財政改革推進懇談会⑦	最終案検討, 提出
3月13日	県議会総務企画委員会	最終案報告
3月15日	行財政改革推進本部幹事会③	本部決定案検討
3月24日	行財政改革推進本部会議③	第7次行財政改革大綱決定

茨城県行財政改革推進懇談会委員名簿

〈第7次行財政改革大綱策定時〉

(五十音順・敬称略)

氏名	役職等
会田 真一	前守谷市長
小田部 卓	(株) 茨城新聞社代表取締役社長
後藤 玲子	茨城大学人文学部教授
嶋原 育子	(株) マネジメントシステム代表取締役
関 正樹	関彰商事(株) 代表取締役社長
説田 賢哉	せつた税務・不動産鑑定事務所所長
辻 琢也	一橋大学副学長
幡谷 信勝	茨城県信用組合副理事長
◎細川 知正	学校法人茨城キリスト教学園理事長
光畑 由佳	(有) モーハウス代表取締役
○兪 和	茨城大学人文学部教授
若柳 綾子	NPO法人つくば建築研究会理事
和田 浩美	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長

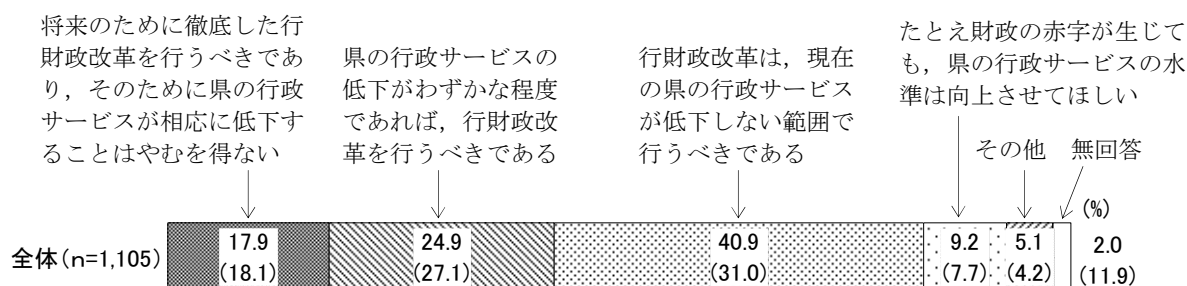
◎：会長， ○：副会長

平成27年度県政世論調査結果（行財政改革関係抜粋）

1 県の行財政改革の取り組みについて

「行財政改革は、現在の県の行政サービスが低下しない範囲で行うべきである」（40.9%）が最も高く、次いで、「県の行政サービスの低下がわずかな程度であれば、行財政改革を行うべきである」（24.9%）が続いている。

前回調査（平成23年）よりも「行財政改革は、現在の県の行政サービスが低下しない範囲で行うべきである」が約10ポイント増加している。

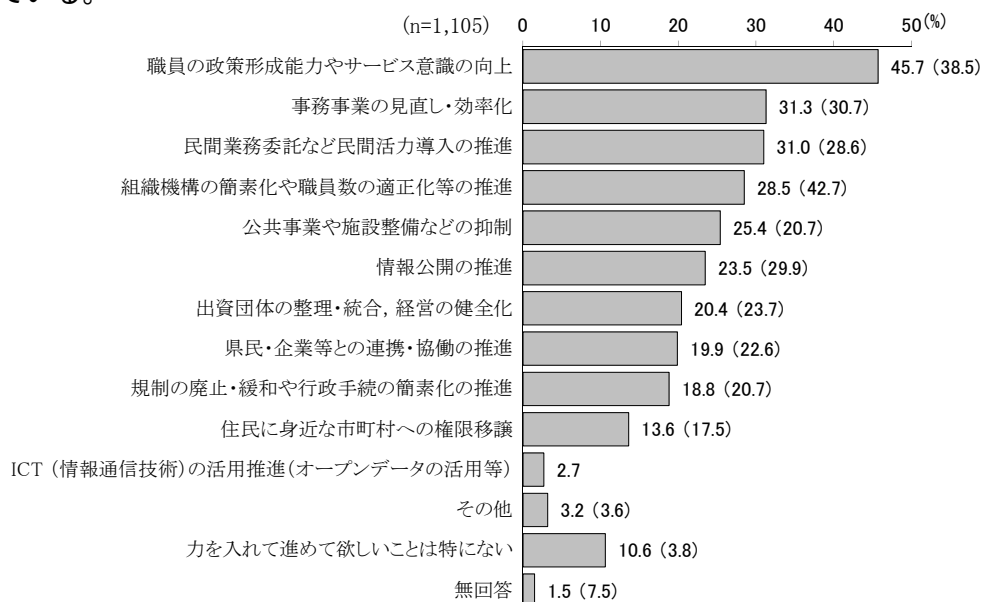


※（ ）内の数値は、平成23年の調査結果

※無回答は、平成23年では「わからない・無回答」。

2 力を入れて進めてほしい行財政改革

「職員の政策形成能力やサービス意識の向上」（45.7%）が4割台半ばと最も高く、次いで、「事務事業の見直し・効率化」（31.3%）、「民間業務委託など民間活力導入の推進」（31.0%）が3割台で続いている。



※（ ）内の数値は、平成23年の調査結果

※「職員の政策形成能力やサービス意識の向上」は、平成23年では「職員のサービス意識の向上」。

※「組織機構の簡素化や職員数の適正化等の推進」は、平成23年では「組織のスリム化や職員数の削減等による人件費の抑制」。

※無回答は、平成23年では「わからない・無回答」。

*平成27年度県政世論調査（調査時期：平成27年7月25日～8月5日）

○調査方法：県内に居住する満20歳以上の男女個人（1,500人）、層化二段無作為抽出法・調査員による個別面接聴取法

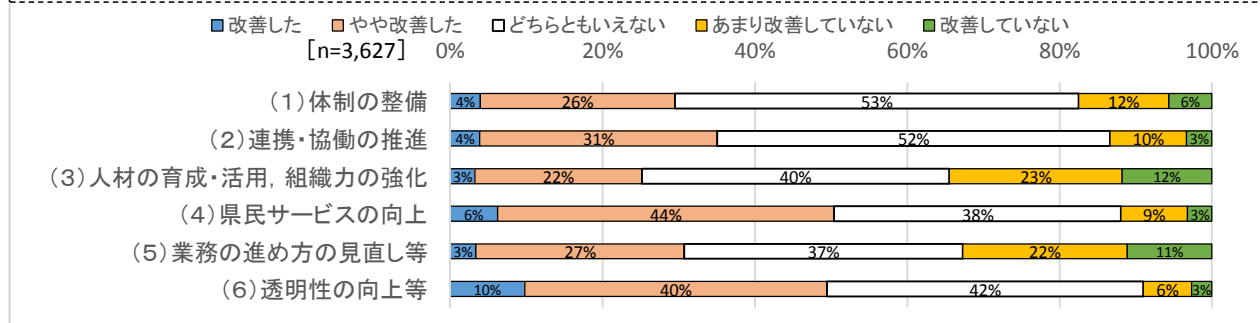
○回収結果：1,105人（回収率：73.7%）

新たな行財政改革大綱の策定に向けた職員アンケート結果（概要）

- ・対象者： 知事部局、議会事務局、企業局、教育庁（県立学校勤務職員を除く）及び行政委員会の職員（再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時職員を除く）
- ・調査期間： 平成28年4月25日～5月20日
- ・回答率： 70.9%（回答数3,627）

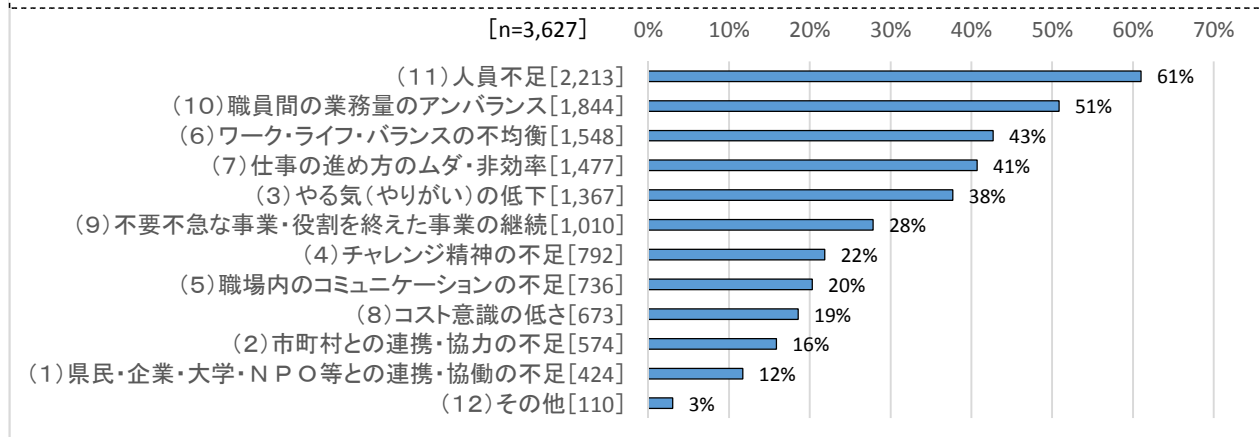
問1 第6次行財政改革大綱による「県庁改革」の実感

■ 「県民サービスの向上」及び「透明性の向上等」は改革の成果を実感している職員が半数を占めている。県民ご意見ボックスによる県民からの評価が向上していることから、県民本位のサービスの意識が定着してきたと考えられる。一方、「人材の育成・活用、組織力の強化」及び「業務の進め方の見直し等」は改革の成果を実感していない職員が多く、問2の課題を踏まえ、取組の実効性を高める必要があるのではないかと。



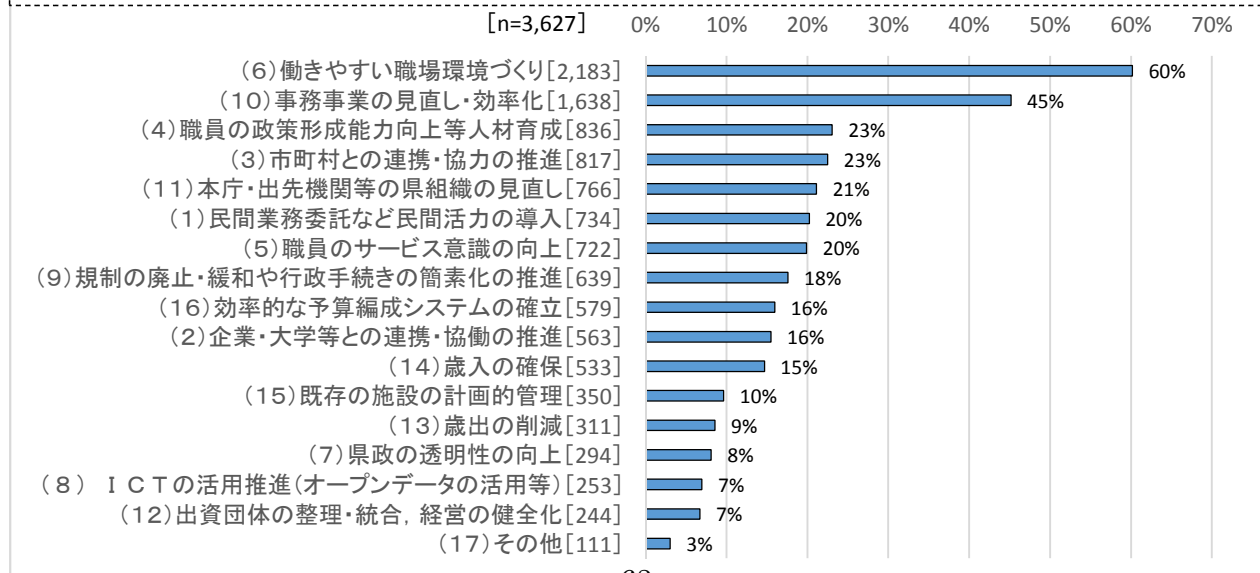
問2 未だ課題だと思うもの（複数回答）

■ 「人員不足」が課題と考える職員が6割を超えているほか、「職員間の業務量のアンバランス」「ワーク・ライフ・バランスの不均衡」など、1人当たりの業務量の多さや偏りに起因すると思われる課題が上位を占めている。定員管理のあり方や事務事業の見直しなどを検討する必要があるのではないかと。



問3 今後重点的に取り組むべき行財政改革（複数回答）

■ 「働きやすい職場環境づくり」と「事務事業の見直し・効率化」という問2の課題の改善を求める声が目立っている。また、県政世論調査の結果と同様、「職員の政策形成能力等の人材育成」も上位であり、取組を強化していく必要があるのではないかと。



問2-2～2-4 未だ課題だと思うものに対する改善アイデア（主な回答）

※複数の課題に対して共通した改善アイデアが回答されたため統合（数字は延べ回答数）

未だ課題だと思うもの	改善アイデア
<p>▲業務量の削減・人員不足への対応関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員不足 ・職員間の業務量のアンバランス ・ワーク・ライフ・バランスの不均衡 ・仕事の進め方のムダ・非効率 ・やる気（やりがい）の低下 ・不要不急な事業・役割を終えた事業の継続 ・チャレンジ精神の不足 ・コスト意識の低さ <p>■ 業務量の削減・人員不足への対応に関しては、業務量を削減することを各自の意識の問題に帰結させずに仕組みとして導入することを求めるアイデアが多い。</p> <p>なお、6割超が課題と回答した「人員不足」に対しては、人員削減の終了・人員の増加(269)、仕事をやめる・減らす仕組みの導入(163)、業務量に見合った適切な定数配置(151)が上位。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事をやめる・減らす仕組みの導入 [812] <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業廃止へのインセンティブ付与（管理職の人事評価に反映。人員削減を連動させない 等） ・新規事業の立案に当たり既存事業の廃止を義務化（スクラップ・アンド・ビルドの徹底） ・仕事をやめる基準の明確化 ・市町村や民間等との役割分担を整理し、事務権限移譲や外部委託等を強化 等 ○人員削減の終了、人員の増加（正規職員の増加） [618] ○業務量に見合った適切な定数配置 [556] <ul style="list-style-type: none"> ・正確な勤務時間の把握と業務量の定量化 ・休職者（産休・育休・療休等）の代替職員の確保 ・職員の能力や家庭状況等の考慮 等 ○管理職のマネジメント能力の強化 [377] <ul style="list-style-type: none"> ・適切な業務量把握や進行管理を行い、年度途中でも柔軟に事務分担や職員配置を見直し ・事務分担の意図の十分な説明とフォロー ・勤務時間に対するコスト意識の徹底 等 ○内部業務の簡素化・省力化（手持ち資料、庁内照会、意思決定過程、予算調整、答弁調整、目標チャレンジ、業務達成シート 等） [337] ○個人単位でなくグループ単位での事務分担・ワークシェアリング [177]
<p>▲やる気やチャレンジ精神の向上関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やる気（やりがい）の低下 ・チャレンジ精神の不足 ・職員間の業務量のアンバランス ・職場内のコミュニケーション不足 <p>■ やる気やチャレンジ精神の向上に関しては、上記の業務量の削減等のほか、モチベーションを高めるための適切な評価や、仕事に前向きに取り組める職場環境づくりを求めるアイデアが多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○信賞必罰の徹底 [279] <ul style="list-style-type: none"> ・能力・業績・業務量を的確に反映した評価 ・成果が定量化しにくい業務の公平な評価 ・周りに迷惑をかけている職員への厳正な処遇 ○管理職の意識改革 [260] <ul style="list-style-type: none"> ・部下の担当業務が県民の役に立っていることを明確化し、やりがい・達成感を実感させる ・部下を育てる意識を持って細かいことまで口出しせず、リスクをとって思い切って任せる ・部下等からの評価（360°評価）の本格導入 等 ○チャレンジしやすい職場づくり [200] <ul style="list-style-type: none"> ・失敗を恐れず、前向きに、自由な発想で取り組める雰囲気づくり（積極的な失敗は責めない） ・組織としてチャレンジを奨励する姿勢の明確化 ・係長等への決定権・裁量の移譲 ・グループミーティングの定期的な開催の徹底 ・若手職員の企画が実現する機会の確保 等 ○各自の業務量を減らし、じっくり考えることができる時間的・精神的な余裕を確保 [117] ○希望業務・勤務課所への異動、適材適所の配置 [91] ○本庁と出先機関の定期的な人事異動 [42]
<p>▲多様な主体との連携・協働関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携・協力の不足 ・県民・企業・大学・NPO等との連携・協働の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・民間企業等との人事交流の拡大（効果を高めるには若手だけでなく管理職レベルも必要） [41] ○連携・協働の一元的な窓口となる部署や、協議・情報共有できる場などの推進体制の整備 [35]

問3-2 今後重点的に取り組むべき行財政改革の具体的内容（主な回答）

（数字は延べ回答数）

今後重点的に取り組むべき事項	具体的内容
働きやすい職場環境づくり	○業務量に見合った適切な定数配置 [16] ○職場内のコミュニケーションが活発で、情報共有や休暇取得がしやすい環境づくり [8] ○人員削減の終了、人員の増加（正規職員の増加） [8]
事務事業の見直し・効率化	○内部業務の簡素化・省力化（手持ち資料作成、庁内照会、意思決定過程、予算調整、答弁調整、目標チャレンジ、業務達成シート等） [14] ○効果の薄い事業や対象が限定的な事業の廃止・移譲を推進（必要に応じて外部判断を取り入れ） [5]
職員の政策形成能力向上等の人材育成	○優秀な人材の確保と教育・研修の充実 [9]
市町村との連携・協力の推進	○市町村との人事交流の拡大とノウハウの還元 [9] ○県と市町村の役割分担の再整理 [7] ○市町村の担当課との定期的な協議の場の設置 [4]
本庁・出先機関等の県組織の見直し	○出先機関の統廃合・人員減 [10] ○出先機関の体制強化・人員増 [10] ○本庁と出先機関の定期的な人事異動の実施 [6]
民間業務委託など民間活力の導入	○業務委託できる業務をゼロベースで検討し推進 [8]
職員のサービス意識の向上	○職員の意識改革・研修の実施 [10]
効率的な予算編成システムの確立	○予算調整や組織調整に係る各部の裁量を拡大（一定規模以下の予算編成権の各部への移譲等） [7] ○重要政策のあり方の見直し [2]
企業・大学等との連携・協働の推進	○民間との人事交流の拡大とノウハウの還元 [10] ○官民連携の一元的窓口の設置 [2]
歳入の確保	○広告収入の確保 [11] ○県有地の売却・賃貸・有効活用 [6]

問4 自由記述（主な回答）

<p>○これまでの行革により、職員数が削減されてきたが、それに見合った事務量は必ずしも削減されておらず、むしろ近年の災害の多発や複雑化する県民ニーズへの対応の必要から事務量も増加あるいは事務内容が複雑化している感がある。特に一部の部署では事務量が多く、事務の内容を把握し、考え、遂行していく余裕すらない状況。もはや人員削減は限界に近いのではなかろうか。</p> <p>○入庁以来、常に行革の中に置かれているという感覚で皆、閉塞感を持っている気がする。頑張った人ややる気のある人にはインセンティブを与えていくことが士気の向上や仕事のやりがいにつながっていくと思う。逆にやる気のない人間には相応の評価を下すべき。</p> <p>○内部調整に時間と手間がかかり過ぎる。簡素化できるところは簡素化すべき。</p> <p>○本来公務であるから、本庁も出先機関もないはずだが、最近、採用2・3年目の職員の会話で「出先に飛ばされる」「本庁に早く戻れるよう」といった表現を耳にする。新採研修等で、どんな職務でも結局は県民生活に密接に関わる公務であり、そこに本来のやりがいの基があることをあらためて学ばせるべきと考える。</p> <p>○より良い県にしていくために何が出来るかを職員がどれだけ考えているかがポイント。所属や部局を超えてミーティングする機会を設けたり、研修をしたりして意識を根付かせることが大切。</p> <p>○「県庁文化」なるものを作り上げないこと。そのためには、多様な背景を持つ人材が一か所に集まって仕事をすれば、今まで県庁の中では絶対と思われていたことも、相対化してみることができるようになる。</p> <p>○県庁自身の改革であり、職員がもっともっと改革にかかわるべき。かわり、行革推進することが給与や処遇に反映されることをきちんと目にみえる形にすること。</p> <p>○色々な仕掛けが、末端に伝わるまでに、意図・目的がうまく伝わらず、ノルマや形骸化したものになるケースがとても多い。ボトムアップのスタイルや、伝達方法の大きな改善が必要。</p>

新たな行財政改革大綱の策定に向けた庁内ワーキングチーム における検討結果

1 設置目的

新たな行財政改革大綱の策定に当たり、広く職員の意見を聴くという策定方針の一環として、庁内における業務の中核を担っている係長級の中堅職員の意見を聴くため設置

2 構成員

16名

- ・各部の企画員等（9名）
- ・人事課及び財政課の職員（3名）
- ・行財政改革・地方分権推進室の職員（4名）

3 会議開催実績

回	開催日	内容
1	平成28年5月27日	・新たな行財政改革大綱の策定方針について ・職員アンケート結果等の分析について
2	平成28年6月23日	・課題改善方策の検討（グループワーク） ①仕事をやめる・減らす仕組みの導入 ②チャレンジしたくなる職場づくり
3	平成28年7月20日	・課題改善方策の検討（民間企業・大学の方との意見交換） ③民間企業、大学等との連携・協働
4	平成28年8月4日	・課題改善方策の検討（仕事をやめる・減らす仕組みの具体策）
5	平成29年1月13日	・第7次行財政改革大綱（案）に関する意見交換 ・答弁調整の効率化についての意見交換

4 主な提案

- ① 仕事をやめる・減らす仕組みの導入
 - ・ 内部資料作成等に関するルールの4月1日での徹底
 - ・ スクラップアンドビルドへのインセンティブ付与
 - ・ 事業終了年度の厳格運用
 - ・ 新規事業と廃止事業のセット化 等
- ② チャレンジしたくなる職場づくり
 - ・ 職場のよい雰囲気づくり（コミュニケーションの活性化、上司の褒め方等）
 - ・ 業務量の削減によるチャレンジする余裕づくり
 - ・ 信賞必罰の徹底
 - ・ 若手職員や中堅職員の意見交換の場の常設化 等
- ③ 民間企業、大学等との連携・協働
 - ・ 民間企業からの相談等に対応する窓口の一元化
 - ・ 対外的な情報発信の強化
 - ・ 企画段階での民間企業等への積極的な相談 等

平成33年度までの財政収支見通し

平成29年度当初予算を基礎として、今後の財政収支見通しを自然体で試算すると、平成30年度以降も歳入不足が見込まれますが、第7次行財政改革大綱に基づく歳出改革・歳入確保を進めることで、解消に努め、それでもなお不足額が生じる場合には、一般財源基金からの繰入により対応してまいります。

(単位：億円)

区 分		H 29	H 30	H 31	H 32	H 33
歳 入	一般財源	7,727	7,700	7,730	8,110	8,190
	県税等	4,646	4,750	4,840	5,400	5,780
	地方交付税	1,914	1,780	1,710	1,700	1,680
	臨時財政対策債	662	660	660	510	660
	地方譲与税等	505	510	520	500	70
	国庫支出金	1,302	1,220	1,210	1,190	1,170
	県債(臨時財政対策債を除く)	587	570	550	580	600
	うち行政改革推進債等	90	80	60	80	80
	その他歳入	1,504	1,440	1,440	1,340	1,270
	計 A	11,120	10,930	10,930	11,220	11,230
歳 出	義務的な経費	6,171	6,240	6,260	6,300	6,350
	人件費(退職手当除き)	2,921	2,910	2,890	2,870	2,850
	退職手当	328	310	290	310	310
	社会保障関係費	1,512	1,570	1,620	1,680	1,740
	公債費	1,410	1,450	1,460	1,440	1,450
	投資的経費	1,461	1,280	1,220	1,180	1,120
	通常分	1,088	1,090	1,100	1,110	1,120
	震災関連分	373	190	120	70	-
	補助費等	2,044	2,090	2,160	2,440	2,530
	その他歳出	1,444	1,400	1,370	1,350	1,280
計 B	11,120	11,010	11,010	11,270	11,280	
歳入不足額 C (A - B)		(△ 100)	△ 80	△ 80	△ 50	△ 50

(注) H 2 9 の歳入不足額欄 () 書きは、財源確保対策を講じる前の不足額

(参考)

一般財源基金残高 (H 29 末見込)	6 2 2 億円
---------------------	----------

【推計方法等】

現行の制度・施策を前提に、平成29年度一般会計当初予算を基礎とした財政収支見通しです。

[主な前提条件]

- 地方税等の推計の前提となる名目経済成長率：+1.4~1.9%程度/年で試算 (※)
- ※「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年1月25日 内閣府)のベースラインケースによる
- 消費税率は平成31年10月に10%へ引き上げられることを想定
- 県債(臨時財政対策債を除く)：通常県債の他、行政改革推進債及び退職手当債を活用
- 人件費(退職手当除き)、退職手当、社会保障関係費、投資的経費、補助費等
：過去の伸率等を参考に推計
- 公債費：現時点での償還計画による

主な保有土地の処分計画

	H21年度末 未処分面積	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28目標	H29年度	H30年度	H31年度	H27年度末 未処分面積	
		目標	目標	目標	目標	目標	目標						
TX沿線開発 【つくば地域振興課】	301.6ha	5.3ha	7.0ha	10.0ha	16.2ha	16.7ha	16.8ha	16.2ha	← 概ね16.2ha/年			終了年度 H41年度	226.2ha
		4.2ha	4.0ha	18.1ha	8.1ha	15.7ha	25.3ha						
公共工業団地 (造成済) 【事業推進課】	140.7ha	7.0ha	7.0ha	7.0ha	7.0ha	7.0ha	7.0ha	7.0ha	← 7.0ha/年			終了年度 H41年度	92.0ha
		3.9ha	7.3ha	45.6ha	10.3ha	7.4ha	13.5ha						
公共工業団地 (オーダーメイド) 【事業推進課】	285.4ha						15.0ha	17.8ha	← 概ね17.8ha/年			終了年度 H41年度	248.5ha
							0.0ha						
鹿島臨海工業地帯 造成事業 【事業推進課】	211.1ha	71.6ha	5.8ha	5.8ha	5.8ha	5.8ha	8.0ha	8.0ha	← 8.0ha/年			終了年度 H33年度	101.3ha
		66.6ha	6.7ha	0.4ha	9.1ha	3.0ha	6.0ha						
阿見東部工業団地 等 【企業局】	58.5ha	5.0ha	8.0ha	8.0ha	8.0ha	8.0ha	3.4ha	3.4ha	← 3.4ha	↔ 9.8ha			22.3ha
		12.8ha	11.7ha	3.1ha	6.1ha	0.2ha	0.0ha						
桜の郷 【長寿福祉課】	22.5ha	0.8ha	2.2ha	2.3ha	3.2ha	2.0ha	5.3ha	4.1ha	↔ 4.6ha				8.7ha
		1.4ha	0.6ha	3.5ha	2.2ha	0.0ha	3.9ha						
港湾 (臨海土地造成) 【港湾課】	99.7ha	13.6ha	3.8ha	16.2ha	8.8ha	8.2ha	3.2ha	4.2ha	← 2.1ha	↔ 1.9ha	← 65.9ha	終了年度 H33年度	74.1ha
		10.1ha	18.1ha	10.5ha	5.1ha	0.0ha	0.0ha						
阿見吉原地区 【都市整備課】	56.0ha	2.3ha	1.1ha	3.1ha	13.2ha	14.6ha	20.0ha	20.0ha	↔ H29～30年度 12.2ha			終了年度 H30年度	32.2ha
		1.5ha	0.4ha	0.0ha	0.5ha	0.6ha	21.4ha						
開発公社 【事業推進課】	111.0ha	6.0ha	6.0ha	6.0ha	6.0ha	6.0ha	3.6ha	3.2ha	← 2.0ha	↔ 1.9ha		終了年度 H30年度	7.1ha
		2.2ha	6.3ha	8.2ha	7.2ha	10.7ha	8.5ha						
土地開発公社 【都市計画課】	46.4ha	12.1ha	12.7ha	8.3ha	5.8ha	8.1ha	10.6ha	1.5ha	← H29～32年度 6.1ha				7.6ha
		8.6ha	7.2ha	11.1ha	3.5ha	5.4ha	3.0ha						
計	1332.9ha	123.7ha	53.6ha	66.7ha	74.0ha	76.4ha	92.9ha	85.4ha	← 50～80ha程度/年を処分				820.0ha
		111.3ha	62.3ha	100.5ha	52.1ha	43.0ha	81.6ha						

達成率 90.0% 116.2% 150.7% 70.4% 56.3% 87.8%
 目標達成事業数 2 5 5 3 2 4

※目標設定外の処分、事業計画の変更等があるため、本表上におけるH21末未処分面積から各年度の処分面積の差し引きは、H27年度末未処分面積に一致しない。
 ※鹿島臨海工業地帯造成事業・・・本表の未処分面積には、未利用代替地等の面積を含む。(H21末:153.3ha, H27末:55.3ha)

出資団体の概要

(平成28年12月末現在)

番号	所管部(局)課	法人名	事務所の所在地	主な事業	
1	直轄	広報広聴課	(株)茨城放送	水戸市	ラジオ放送及び出版物等の販売等
2		国際課	(公財)茨城県国際交流協会	水戸市	県内在住外国人に対する支援, 国際交流・協力活動及び国際理解の促進, グローバル人材の育成支援等
3	企画部	企画課	鹿島臨海鉄道(株)	大洗町	貨物及び旅客の運送, JR貨物及びJR東日本からの業務受託等
4		事業推進課	(公財)茨城県開発公社	水戸市	工業団地等の取得, 造成, 分譲等, 国民宿舎「鶴の岬」等の管理運営等
5			鹿島都市開発(株)	神栖市	鹿島セントラルビルの賃貸及び鹿島セントラルホテルの経営 県鹿島下水道事務所等の施設管理受託等
6		つくば地域振興課	(公財)つくば文化振興財団	つくば市	つくば国際音楽祭等の芸術文化活動の実施 ノバホール及びつくばカピオの管理運営受託等
7	科学技術振興課	(一財)茨城県科学技術振興財団	つくば市	江崎玲於奈賞・つくば賞・つくば奨励賞の授与, つくば国際会議場の指定管理受託, つくばサイエンスツアー事業等	
8	生活環境部	生活文化課	(公財)いばらき文化振興財団	水戸市	芸術文化活動団体等への助成及び各種公演事業の実施 県民文化センター, 大洗水族館の管理受託等
9		消防安全課	(公財)茨城県消防協会	水戸市	消防思想の普及啓発, 消防職・団員の福利厚生等
10		廃棄物対策課	(一財)茨城県環境保全事業団	笠間市	産業廃棄物, 一般廃棄物の処理 最終処分場周辺地域の環境監視支援等
11	鹿島共同再資源化センター(株)		神栖市	廃棄物を燃料とした発電及び蒸気等の供給	
12	保健福祉部	医療対策課	(公財)茨城県看護教育財団	結城市	茨城県結城看護専門学校の運営
13		障害福祉課	(社福)茨城県社会福祉事業団	水戸市	県立あすなろの郷の指定管理業務受託等
14		薬務課	(公財)いばらき腎臓財団	つくば市	臓器移植の普及促進と慢性腎臓病予防対策の実施
15	商工労働観光部	産業政策課	茨城県信用保証協会	水戸市	中小企業者等の借入れに際しての債務保証等
16			(公財)茨城県中小企業振興公社	水戸市	中小企業に対する下請け取引の斡旋, 相談窓口による創業支援等
17			(株)つくば研究支援センター	つくば市	産業技術振興のための試験研究室等の賃貸及び人材育成等
18			(株)ひたちなかテクノセンター	ひたちなか市	産業高度化のための研究支援及び研究開発室の賃貸等
19	労働政策課	(公財)茨城カウンセリングセンター	水戸市	勤労者の心の悩みに対するカウンセリング, カウンセラーの養成等	
20	農林水産部	畜産課	(株)茨城県中央食肉公社	茨城町	肉畜のと畜解体, 食肉市場の開設及び食肉の卸売等
21		農業経営課	(公社)茨城県農林振興公社	水戸市	農地中間管理事業, 農業担い手の確保育成, 主要農作物の採種・振興, 園芸の振興, 野菜価格安定対策, 自然観察施設管理運営等
22			茨城県農業信用基金協会	水戸市	農業近代化資金などの農業制度資金借入に際しての債務保証等
23		林政課	(株)いばらき森林サービス	常陸太田市	林木の伐採, 搬出, 運搬及び販売業務 造林及び林木の育成等森林管理の請負, 受託業務等
24		漁政課	茨城県漁業信用基金協会	水戸市	漁業経営資金借入に際しての債務保証等
25		水産振興課	(公財)茨城県栽培漁業協会	鹿嶋市	水産動物の種苗生産, 放流及び県栽培漁業センターの管理運営等
26	農地整備課	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	水戸市	営農改善の施策・活動の推進, 土地改良事業負担軽減対策資金の造成及び管理等	
27	土木部	検査指導課	(一財)茨城県建設技術公社	水戸市	建設に関する調査, 設計, 積算及び工事施工管理の受託 建設に関する技術研修会等の開催等
28			(一財)茨城県建設技術管理センター	水戸市	建設業に係る材料試験及び建設副産物有効利用事業 建設技術者に対する建設技術講習会等の実施等
29		道路維持課	茨城県道路公社	水戸市	有料道路の建設, 維持管理 道路に関する調査, 測量等の受託等
30		港湾課	鹿島埠頭(株)	神栖市	鹿島港における曳船・通船事業, 港湾施設の管理受託事業, 倉庫事業及び船舶代理店業等
31		港湾課	(株)茨城ポートオーソリティ	東海村	茨城港における港湾施設の管理受託事業, F A Z 倉庫の運営, 船舶代理店業及び商業施設用地等の賃貸等
32	都市計画課	茨城県土地開発公社	水戸市	公共用地, 公用地の取得, 管理及び処分等	
33	企業局	総務課	(公財)茨城県企業公社	水戸市	県営浄水場の運転管理受託
34	教育庁	総務課	(公財)茨城県教育財団	水戸市	社会教育施設及び歴史館の管理受託 埋蔵文化財の発掘調査の受託及び調査成果の普及啓発等
35		保健体育課	(公財)茨城県体育協会	水戸市	各種体育大会及び指導者講習会等の開催 県立運動公園等の管理受託等
36	警察本部	生活安全総務課	(公財)茨城県防犯協会	水戸市	防犯思想の普及高揚, 少年非行防止及び健全育成活動の推進等
37		組織犯罪対策課	(公財)茨城県暴力追放推進センター	水戸市	暴力団員の不当行為予防に関する知識の普及及び相談 暴力団員の不当行為による被害者救援等

数値目標一覧

I-1-1 自ら考え行動する人材の育成					
	指標	現状値		目標値	
1	新規海外派遣職員数	H24 ～28	110人 (累計)	H29 ～33	130人 (累計)
※短期海外派遣研修を含む					
2	民間派遣・国等人事交流者数	H27	49人	H33	60人
3	自ら能力開発に取り組む職員数	—	—	H29 ～33	250人 (累計)
※職員の資格取得など能力開発支援制度の利用者					
4	アイデアオリンピック提案件数	H27	267件	毎年度	300件

I-1-2 働き方改革の推進					
	指標	現状値		目標値	
5	時間外勤務時間（知事部局）	H27	11.7時間 ／月	H32	10.5時間 ／月
6	年休取得日数（知事部局）	H27	10.6日	H31	14日
7	部下のワーク・ライフ・バランスに配慮している管理職の割合	—	—	H33	100%

I-1-3 女性職員の活躍推進					
	指標	現状値		目標値	
8	役職ごとの女性割合	H27	知事部局等 (課長級以上) 4.7% (課長補佐級) 14.2% (係長級) 33.8% 教育庁 (課長級以上) 6.8% (課長補佐級) 13.0% (係長級) 25.0%	H32	知事部局等 (課長級以上) 13% (課長補佐級) 20% (係長級) 30%以上を維持 教育庁 (課長級以上) 15.0% (課長補佐級) 20.0% (係長級) 30.0%
9	男性の育児休業取得率	H27	知事部局等 8.8% 教育庁 1.6%	H32	知事部局等 13% 教育庁 13%
10	配偶者出産休暇及び男性の育児参加休暇取得率	H27	知事部局等 いずれも 100% 教育庁 (配偶者出産) 66.0% (男性育児参加) 17.6%	H32	知事部局等 いずれも 100% 教育庁 いずれも 100%
<p>※配偶者出産休暇：配偶者が出産する際、産前16週から産後2週間の間、3日の範囲内で必要と認める日又は時間取得できる休暇</p> <p>※育児参加休暇：配偶者の産前産後期間中、生まれてくる子又は小学校就学時までの子を養育するために5日の範囲内で必要と認める日又は時間取得できる休暇</p>					

I-2-(1) 社会情勢の変化に対応した組織体制の見直し					
	指標	現状値		目標値	
11	一般行政部門職員数	H28	4,741人 第6次大綱の H28目標値 4,743人	H33	現状程度 を維持
	※H28は、退職者の増等を補うため採用した任期付職員等29人を含む。				
12	学校以外の教育部門職員数	H28	475人 第6次大綱の H28目標値 479人		
13	警察官以外の警察部門職員数	H28	536人 第6次大綱の H28目標値 537人		
14	公営企業等会計・大学部門職員数 (医療従事者を除く)	H28	595人		
15	社会人採用数	—	—	H29 ～33	80人 (累計)

I-2-(4) 県民サービスの向上					
	指標	現状値		目標値	
16	県民ご意見ボックスの評価(5段階)	H27	4.0	毎年度	4以上
17	県政情報の到達度	H27	35.4%	H33	60%
18	県政出前講座の実施件数	H27	793件	H33	900件
19	県オープンデータカタログサイトの掲載データ種類	H27	119種類	H32	500種類
20	県申請手続きのオンライン利用率	H27	55.5%	H32	60%

II-1 市町村との連携・協力の推進					
	指標	現状値		目標値	
21	定住自立圏取組市町村数	H27	1町	H33	15市町村
22	移譲対象法令の移譲済市町村割合	H27	63.4%	H33	70%
	※移譲済み市町村割合：各法令の延べ移譲済市町村数／各法令の延べ移譲対象市町村数				
23	市町村への関与の見直し件数	H24 ～27	17件 (累計)	H33	25件 (累計)

Ⅱ－２ 国や他都道府県との連携の推進					
	指標	現状値		目標値	
24	提案募集方式における提案件数	H26 ～27	4.5件 (平均)	毎年度	5件

Ⅱ－３ 企業・大学等との連携・協働の推進					
	指標	現状値		目標値	
25	企業との連携・協働事業数	H24 ～27	142件 (累計)	H33	400件 (累計)
26	規制の廃止・緩和件数	H24 ～27	13件 (累計)	H33	30件 (累計)
27	大学等との連携・協働事業数	H27	59件	H33	65件

Ⅱ－４ 県民・NPO等との連携・協働の推進					
	指標	現状値		目標値	
28	NPO等との協働事業数	H27	234件	H33	300件

Ⅲ－１ 財政健全化目標の設定					
	指標	現状値		目標値	
29	実質公債費比率	H27	12.1% (32位)	毎年度	全国中位以下 を維持
30	特例的県債を除く県債残高	H27	12,642億円	毎年度	前年度以下 に縮減
※国と歩調を合わせた経済対策等には柔軟に対応					
31	プライマリーバランス（臨財債を交付税として算定した場合）	H27	1,153億円	毎年度	黒字を維持

Ⅲ－２－(1) 人件費の適正化					
	指標	現状値		目標値	
-	一般行政部門職員数			【目標 11 再掲】	
-	学校以外の教育部門職員数			【目標 12 再掲】	
-	警察官以外の警察部門職員数			【目標 13 再掲】	
-	公営企業等会計・大学部門職員数（医療従事者を除く）			【目標 14 再掲】	

Ⅲ－２－(3) 公共投資の重点化・効率化等					
	指標	現状値		目標値	
32	公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定割合	H27	46.1%	H32	100%

Ⅲ－２－(5) 公営企業会計・特別会計の見直し					
	指標	現状値		目標値	
33	改革工程表に掲げた土地処分面積	H24 ～27	69.3ha (平均)	毎年度	70ha程度

Ⅲ－３ 歳入の確保					
	指標	現状値		目標値	
34	工場立地件数（電気業を除く）	H22 ～26	43 件 (平均)	H32	50 件
	工場立地面積（電気業を除く）	H22 ～26	108ha (平均)	H32	110ha
35	県税徴収率	H27	97.7%	H33	98.4%
36	有料広告収入額	H23 ～27	1.2 億円 (累計)	H33	1.5 億円 (累計)
37	県有未利用地の売却金額 (旧畜産試験場を除く)	H24 ～27	18.3 億円 (累計)	H33	15 億円 (累計)
38	過年度分税外未収金の回収額	H27	3.8 億円	H33	20 億円 (累計)

Ⅳ－１ 出資団体のあり方の見直し					
	指標	現状値		目標値	
39	出資団体数	H28	37 団体	H33	2 団体以上 削減 (最終目標 H40 頃:30 団体)

Ⅳ－２ 経営健全化の推進					
	指標	現状値		目標値	
40	経営評価「概ね良好」法人比率	H27	65%	H33	80%

Ⅳ－３ 県関与の見直し					
	指標	現状値		目標値	
41	派遣職員数	H28	121 人	H33	110 人
42	補助金・委託料の合計額	H27	120 億円 第 6 次大綱の H28 目標値 150 億円程度	毎年度	引き続き 150 億円以下 に抑制

県民サービス憲章

私たち県職員は、県民全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、最少の経費で最大の効果をめざし、県民本位のサービスに徹します。

また、絶えずサービスの改善に努めます。

- 1 迅速で的確なサービス
- 2 親切でわかりやすいサービス
- 3 公平・公正なサービス

(平成15年7月1日制定)

第7次茨城県行財政改革大綱

茨城県総務部行財政改革・地方分権推進室

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

電話 029-301-2211

FAX 029-301-2219

Eメール gyobun@pref.ibaraki.lg.jp

※「第7次茨城県行財政改革大綱」は、茨城県ホームページでも
ご覧いただけます。

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/gyobun/gyobun.html>